

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

経 済 常 任 委 員 会 会 議 録			
日 時	平成 28 年 9 月 27 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 5 2 分
場 所	消 防 講 堂		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	林下委員長、酒井（隆行）副委員長、秋元・中村（吉宏）・ 面野・小貫各委員		
説明員	市長、副市長、産業港湾部長、産業港湾部参事、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村吉宏委員、小貫委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「小樽港港湾計画について」

○（産業港湾）事業課長

それでは、小樽港港湾計画について御報告させていただきます。

お手元の A 4 縦、資料の小樽港長期構想検討委員会についてですが、まず、港湾計画改訂に向けた基本的な進め方といたしまして、二、三十年後の長期的な社会、経済情勢の見通しなどを考慮した長期構想を策定し、それをもとに10年から15年先を見通した港湾計画の策定を進めます。この長期構想を策定するに当たりましては、幅広い方々より意見を聴取し、将来の港湾の目指すべき姿について合意形成を図るため、小樽港長期構想検討委員会を設立したところでございます。

この長期構想検討委員会につきましては、市民 5 名、学識経験者 4 名、港湾関係者 11 名、関係官庁 6 名、オブザーバー 1 名の合計 27 名で構成されており、第 1 回の委員会幹事会は先月 8 月 25 日に開催し、A 4 横の別紙について説明を行いましたので、この内容につきまして御報告させていただきたいと思っております。

それでは、お手元の資料の表紙をめくっていただきまして、1 ページ目の目次につきましては、資料の構成となっております。

大項目といたしましては、1、小樽港長期構想の策定について、2、小樽港の現状、3、小樽港を取り巻く情勢、そして最後に 1 から 3 の項目についての小樽港の現状のまとめとなっております。

まず 2 ページ目、大項目 1 の小樽港長期構想の策定についてから御説明いたします。

3 ページ目の 1-1 小樽港長期構想検討委員会の設立趣旨についてですが、背景といたしまして、小樽港の港湾計画は、平成 9 年に改訂されてから約 19 年が経過し、その計画と現状の港湾利用に乖離が生じていることから、本港の開発、利用及び保全を行うための指針となる港湾計画を改訂することとしております。

続きまして、4 ページ目の 1-2 小樽港長期構想の検討フローについてですが、長期構想の検討スケジュールといたしまして、右側枠のとおり、先月に開催された第 1 回には小樽港の現状、第 2 回、平成 29 年 2 月ごろには将来プロジェクトの展開イメージと小樽港の将来の空間利用、第 3 回、平成 29 年 7 月ごろには短中期及び長期の将来プロジェクトの展開と空間利用計画案を策定し、最終的に港湾計画の改訂を平成 29 年度内に行う予定となっております。

次に、5 ページ目、大項目 2 の小樽港の現状を御説明いたします。

6 ページ目、2-1 位置（1）についてですが、左の図にはロシアなどの対岸諸国との海上距離を示しており、右の図には小樽港を中心とした 50 キロメートル圏内にある後志管内や札幌市など市町村との位置を示してございます。

7 ページ目、2-1 位置（2）の位置・地勢についてですが、下の写真におきましては、港湾区域や臨港地区、その背後には一般国道 5 号や JR などの交通網を記載してございます。

8 ページ目と 9 ページ目、2-2 利用状況（1）、（2）についてですが、小樽港の各埠頭におけるフェリーやクルーズ客船などの係留状況や貨物船などの荷役状況の写真を掲載してございます。

また、10 ページ目の利用状況（3）、これにつきましては、小樽港の主な立地企業と取扱貨物につきまして、下の凡例のとおり物流、エネルギー、製造、（工業品）また製造（食料品）など各企業の位置などを色分けして掲載

してございます。

11ページ目、2-3 取扱貨物量（1）の取扱貨物量の現状（1）についてですが、取扱貨物量は左の棒グラフのとおり、平成8年の2,570万5,000トンピークとして、平成27年の速報値では1,089万トンに推移しております。減少の要因につきましては、右枠の記載のとおり、フェリー航路の減便、そして飼料工場や近隣鉱山等の閉鎖などが主な理由であると考えてございます。

12ページ目、2-3 取扱貨物量（2）の取扱貨物量の現状（2）についてですが、平成27年速報値における取扱貨物量は1,089万トンで、その内訳は外貿が39万9,000トン、内貿が1,049万1,000トンとなっております。下の円グラフのとおり、外貿の輸出ではロシアへの完成自動車、輸入では中国からの家具装備品やアメリカ、カナダからの麦が主品目となっております。内貿の移出入ではフェリー貨物がそれぞれ95、96%を占めております。

13ページ目、2-4 物流・産業（1）のフェリーを利用した北海道農水産品の移出と宅配便の移入についてですが、中段の棒グラフでは、フェリー貨物量は平成10年に過去最大となる2,356万2,000トンの取り扱いがございましたが、その後、航路の改変などによりまして、平成15年度以降はおおむね1,000万トンで推移しております。現在は右の図のとおり舞鶴と新潟の2航路で、主に移出はジャガイモなどの農水産品、移入は雑貨など宅配品の取り扱いが多くなっております。

14ページ目、2-4 物流・産業（2）のフェリーを利用した北海道水産品の海外輸出についてですが、下の円グラフと地図に示すとおり、平成26年の北海道におけるホタテは、全国の漁獲量54万3,570万トンのうち86%を占めており、その一部は舞鶴航路を活用して近畿地方や韓国に輸移転されております。

15ページ目、2-4 物流・産業（3）の外貿コンテナ航路を利用した家具の輸入や水産品の輸出についてですが、平成14年に中国と外貿コンテナ航路を開設し、現在では大連、青島ともダイレクトに結ばれ、中段の棒グラフでは近年でおおむね1万4,000TEUから1万5,000TEUで推移しております。下の円グラフに示すとおり、平成27年の速報値におきましては、輸出が1万2,608トンで主にホタテなどの水産品、輸入は17万4,571トンで家具装備品が主品目となっております。

16ページ目、2-4 物流・産業（4）の極東ロシアへの中古車の輸出等についてですが、平成25年にウラジオストク間にRORO定期航路が開設され、主に中古車などが輸出されておりますが、右下の円グラフのとおり、平成26年における全道のロシア貿易輸出品11万3,000トンのうち83%を小樽港が占めております。

17ページ目、2-4 物流・産業（5）のパン生産等のための食糧用小麦の輸入についてですが、右側の地図と円グラフに示すとおり、道内の小麦製粉工場は道央圏に集中し、平成26年の全道港湾における輸入食糧用小麦8万8,738トンの98%は小樽港で取り扱われております。

18ページ目、2-4 物流・産業（6）の北海道の畜産業のための飼料穀物輸入についてですが、小樽港立地の飼料工場は左の図のとおり、後志管内や日本海側の道南地方の養豚、養鶏場などに供給しております。右の折れ線グラフでは、牛や豚、鳥などの飼養頭数におきまして、赤の都道府県では減少傾向にありますが、緑色の北海道では微減または微増傾向で、酪農業の重要な地域となっているところでございます。

19ページ目、2-4 物流・産業（7）の水産業の拠点についてですが、中段左側の折れ線グラフでは、小樽市の漁獲量は平成21年から減少傾向、漁獲高は近年おおむね横ばい傾向にございますが、最近ではホタテの稚貝などを育てる漁業にも力を入れておりまして、下朱色の円グラフのとおり、小樽市の漁獲高としては61万5,432トンとトップとなっております。

続いて20ページ目、2-5 観光・交流（1）の小樽観光（1）についてですが、小樽市の観光入込客数は右下の棒グラフのとおり、平成24年度から着実に増加を続け、平成27年度は794万9,000人まで推移し、その内訳は道内客が約7割、道外客が約3割で、道内の主な都市と比較いたしますと、中段の右の表のとおり札幌市の次に多くなっているところでございます。

21ページ目、2-5 観光・交流（2）の小樽観光（2）についてですが、小樽市の外国人宿泊数は、新千歳空港とアジア圏を結ぶ国際定期便が就航したことなどによりまして、左の棒グラフに示すとおり平成24年度から急激に上昇し、平成27年度は12万8,223人、また右下の円グラフでは平成27年度の国別訪日外国人宿泊数は、中国がトップで3万6,482人となっております。

22ページ目、2-5 観光・交流（3）の小樽観光（3）についてですが、小樽運河周辺には歴史的建造物が数多く存在し、国指定重要文化財の旧日本郵船株式会社小樽支店のほか運河公園や旧国鉄手宮線などには多くの観光客や市民が訪れているところでございます。

23ページ目、2-5 観光・交流（4）のクルーズ船の拠点（1）についてですが、小樽港のクルーズ客船の寄港回数は8年連続で全道1位となっておりますが、その要因としてはJR小樽駅や新千歳空港が近接しているなど、交通の利便性がよいことのほか、右の図と写真のとおり、市内だけではなく後志管内などに日帰り圏内に豊富な観光資源があることが理由と考えてございます。

24ページ目、2-5 観光・交流（5）のクルーズ船の拠点（2）についてですが、左の写真のとおり、小樽港に寄港しているクルーズ客船は、第3号ふ頭と勝納ふ頭を利用しておりますが、寄港内容を分類いたしますと、右側中段の棒グラフのとおり、赤と黄色の7泊以上のクルーズが中心となったラグジュアリークラスやプレミアムクラスが占めてございます。

25ページ目、2-5 観光・交流（6）の港湾を拠点とした観光についてですが、下の写真と図のとおり、小樽港には小樽運河周遊や祝津・オタモイ方面への窓岩、青の洞窟などを周遊する観光船が就航し、多くの観光客が利用しているところでございます。

26ページ目の2-5 観光・交流（7）の海洋レクリエーション（1）についてですが、現在、木材の取り扱いがなくなった若竹地区水面貯木場を活用して、市民団体がボート天国in小樽などさまざまなイベントを実施しているほか、下の写真のとおり国立小樽海上技術学校や小樽水産高校など小型船舶操縦士の免許、教習やクラブ活動などの学習の場として利用されているところでございます。

27ページ目、2-5 観光・交流（8）の海洋レクリエーション（2）についてですが、左側中段の棒グラフのとおり小樽港マリーナには平成27年度末で216隻が保管され、ここ数年は横ばいとなっておりますが、右下の写真のとおり、近年ボートやヨットの船舶の大型化がありまして、計画保管能力の300隻が確保できないという状況になってございます。

28ページ目、2-5 観光・交流（9）のフェリーを利用した交流についてですが、左側中段の棒グラフのとおり平成27年のフェリー乗降人員数は約17万人と平成24年から落ち込んでございますが、当時格安航空会社LCCが新千歳空港と関西、近畿などを結ぶ航路などを開通したことが影響しているものと考えてございます。

29ページ目、2-6 安全・安心（1）の大規模災害時の緊急支援物資等の搬出拠点についてですが、下の図と写真のとおり、東日本大震災におきましては、苫小牧発着のフェリー航路の代替として勝納ふ頭が利用され、ことし4月の熊本地震におきましても北海道から派遣される被災地支援のため、自衛隊などの出発拠点の一つにもなったところでございます。

30ページ目、2-6 安全・安心（2）の港湾施設の老朽化（1）についてですが、下の図のとおり、小樽港の施設は全般的に老朽化が著しく、その中で赤く縁取りされているのが築50年以上経過している施設となっております。中でも北防波堤につきましては108年、第3号ふ頭の基部は61年、第2号ふ頭は65年、そして第2号ふ頭の4号、22号上屋につきましては60年が経過しているところでございます。

また、31ページ目、2-6 安全・安心（3）の港湾施設の老朽化（2）につきましては、岸壁や防波堤、そして上屋などの港湾施設の老朽化状況の写真を掲載しているところでございます。

続きまして、32ページ目、大項目3の小樽港を取り巻く情勢を御説明いたします。

33ページ目、3-1 交通の動向（1）の高規格道路についてですが、右下の図における点線23.4キロメートル区間、北海道横断自動車道の余市と小樽間は平成30年度に開通する予定となっております、余市と倶知安間につきましても事業が着手されているところでございます。

34ページ目、3-1 交通の動向（2）の国道337号（道央圏連絡道路）についてですが、国道337号は千歳市を起点とした小樽までの約80キロメートルの幹線道路であります、左に示す図で当別バイパス15.4キロメートル区間が本年1月から4車線化になりまして、交通渋滞が緩和されたところでございます。

35ページ目、3-1 交通の動向（3）の北海道新幹線についてですが、新函館北斗駅から札幌駅間は平成24年に着手され、平成42年度末に開通する予定となっておりますが、当該区間の開通によりまして、東京と小樽間は乗りかえなしの約5時間で到着することができ、道外からのアクセスの向上が図られるところでございます。

36ページ目、3-1 交通の動向（4）の新千歳空港についてですが、左中段の棒グラフのとおり、新千歳空港の旅客数は平成24年から増加し、平成27年は2,045万2,000人となっておりますが、特に網がけで示す国際線は210万3,000人で平成24年の約2倍となっております。また、右の表に示す定期国際線旅客の急速な拡大に対応するため、本年度からエプロンの拡張や誘導路の新設など、国際線ターミナルの機能向上などの整備を実施しているところでございます。下の円グラフは平成26年度の北海道における外国人宿泊者数で、376万5,760人のうち37%が台湾、20%が中国で占めているところでございます。

次に、37ページ目、小樽港の現状のまとめを御説明いたします。

これまで小樽港の現状、そして小樽港を取り巻く情勢につきまして御説明申し上げましたが、38ページ目におきましては、大きく二つの項目に分けて要点を箇条書きにしております。

まず、左側の小樽港を取り巻く社会・経済情勢についてですが、国内情勢といたしましては、日本、北海道の人口減少や北海道経済の低迷、北海道新幹線の札幌延伸や高規格道路の倶知安延伸が挙げられ、国際情勢といたしましては、世界的な人口の増加、東南アジア、BRICsなどの経済成長、TPPの経済連携などが挙げられます。

次に、右側に小樽港の特徴の主な項目についてですが、これにつきましては取扱貨物の減少、水面貯木場で原木の取り扱いがなくなっている、港湾施設などの老朽化、被災地支援のためのフェリー航路を利用した輸送、寄港回数が8年連続で1位になっているクルーズ客船、こういったものが挙げられるところでございます。

また、今回、委員会幹事会におきましては、委員の方々からもこういった資料をもとに意見をいただきましたが、その内容につきましては大きく分けて四つございます。

まず一つ目といたしましては物流関係といたしまして、既存航路の活用など、貨物量増加に向けた方策、そして北海道新幹線などの交通網の有効活用、そして二つ目として、防災関係として道央圏としての防災拠点機能の強化、三つ目といたしまして港湾施設関係として、計画的効率的な老朽化対策や港内静穏度の確保、四つ目として観光関係ということで、まちづくりと連携した交流機能の強化、そして市民、観光客でにぎわう港湾空間の創造、こういった内容の意見を多くいただいたところでございます。

こういった委員からの御意見を踏まえまして、第2回の委員会開催に向けて今後将来プロジェクトの展開イメージ、そして小樽港の将来の空間利用の案を検討してまいりたいということで考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第24号小樽市公設青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例案について」

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

議案第24号小樽市公設青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

このたびの改正は、同市場敷地については平成26年度に土地計画区域の変更や小樽市公設青果地方卸売市場条例の改正を行い、当時の実態に基づいた一定の整理をしたところでありますが、その後、市場の出入り口と市道に隣

接する有幌町411番の国有地が鋼管柵で囲まれたことから、特に市場を出入りするトラックの安全走行に課題が発生し、市場関係者からも改善を求められ、国有地を管理する財務局と協議してきた結果、当該地の角を切る形で車両の安全走行に支障が出ない範囲30.29平方メートルを取得し、市場として使用することに伴い、小樽市公設青果地方卸売市場条例第2条に規定する面積2万6,171.11平方メートルを2万6,201.40平方メートルに改正する内容であります。

なお、施行期日につきましては、卸売市場法第64条第1項で、市場の開設者は業務規程の変更について都道府県条例に基づく承認を受けることが定められておりますので、この改正条例案を議決していただいた後に所定の手続きをとり、北海道知事から承認を受けた日となります。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、民進党の順といたします。

自民党。

○中村（吉宏）委員

◎小樽商工会議所との今後の関係について

まず、商工会議所との今後の関係というところについて質問をさせていただきます。

今回の定例会において、きょうは市長、副市長が御出席していただいておりますけれども、市長が商工会議所との関係性のところについて、市長は今回の選挙において改革を期待されて当選された。それで、その市長の考え方に商工会議所が何といたしますか、合意をしてくればウエルカムだけれども、そうでなければ組みがたいというような趣旨のお話を本会議場でされたかと思えます。その点について伺いたいのですけれども、この改革を期待されている、市長が行おうとしている改革に関して、商工会議所との関係で、どういうものを具体的に想定され位置づけられているのか、お答えいただきたいと思えます。

○副市長

これまで商工会議所とは、これまでの議会でも、私、説明したと思うのですが、一つは委員会ですとか審議会ですとかさまざまなそういう検討会だとか、そういうことに参画をしているその商工会議所の、いわゆる商工会議所に対しての推薦依頼という形で各委員をいただいていたということで、参加者が役員に固定化しているということで、いろいろな審議会などに同じような人が多く名前を連ねている。そういう意味では、市長は選挙のときに、できるだけ多くの市民の参加ということを旗手に各政策を進めている、その審議会などの委員をどういうふうな形で今後指名していくのか、それともう一つあるのは行政懇談会、四半期ごとにやっていたあの行政懇談会の持ち方をどうしたらいいのか、それから日常の業務の一つ一つの連絡調整の仕方をどうしたらいいのか、そういうことが個々具体的に今後どういった持ち方がいいのかというようなことで協議を進めていた、そのことに関して、市長はこれからの商工会議所とのかかわり方の問題をイメージしながら、ああいう御答弁をされたのだというふうに感じております。

○中村（吉宏）委員

今の御答弁の中で、商工会議所の方から、いわゆる審議会ですとかに参加されるメンバーということですね、どういう方が会議所からいらっしゃるのか、できるだけ多くの市民に参加をしていただきたいということで、参加する委員の方の御希望があるようですね。それから、行政懇談会の持ち方ですとか連絡調整の持ち方、では具体的に市長はこういうお話し合いの持ち方ね、これは会議所とお話をされているということですから、市長としてはどういうあり方が望ましいと思われるのか、御答弁いただけますでしょうか。

○副市長

この件に関して、市長が直接話ししたということは、概略的な話は多分いろいろな機会でも幹部の方とも話されたのかもしれませんが、私が窓口になってということもこれまでも説明してございましたので、できるだけ多くのさまざまな方からの御意見をいただきたいという意味では、ある程度、固定的に商工会議所という枠で推薦依頼を出していた、そのことをどういうふうに改善をして、同じ商工会議所を経済界という枠組みで言ったら、商工会の役員に限らず、商工会員の幅広い枠の中から人選をしていただいて、できるだけさまざまな職種、またはさまざまな分野、そういう人からの意見を多くもらいたい、そういう話も商工会議所としながら話を進めておりました。

それから、行政懇の持ち方についても、各議会ごとにそういう行政懇談会みたいなものを持っていたので、それを今後どういうふうに進めていくのか、どういう会議の持ち方がいいのか、そういったことも含めながら、私のほうで商工会議所と話を詰めているところでございますけれども、もちろん市役所側の考え方もありますし、また一方で、商工会議所のこれまで進めてきた経過などからすれば、商工会議所としての思いもあるでしょうし、その辺のところの調整をしてきたという経過でございます。

○中村（吉宏）委員

今、副市長、御答弁されましたけれどもね、商工会議所の対窓口は副市長がされているということで、それはよろしいと思うのです。ここ、議会の場なのですよね。我々は市長のお考えをお聞きしたい、そういう思いもありまして、きょう市長にお越しいただいているので、今副市長からいろいろとお話、状況のお話を伺いましたけれども、実際にどういうふうにお願いをしていきたいのか、その具体的な内容、市長の口から聞きたいと思うのですよ、ここ議会の場ですから。ぜひ、そこをお願いできないでしょうか。

○市長

今のお話において、具体的にどのような質問なのかということ、私自身受けとめ切れなかった部分もありますけれども、私としては……

（「説明しましょうか」と呼ぶ者あり）

改めて説明していただいてもよろしいですが、私はいわゆるこれからの商工会議所との関係についてお聞きになられているのかというふうには思いますけれども、私自身は今までの市政運営を私なりに就任して振り返らせていただいたときに、先ほど来、副市長からお話がありましたように、推薦依頼という形をとって、その相手方に誰かを出してください、そのような形をずっととってきた経過があります。これは商工会議所に限らずですけれども、それに伴って御参画いただく方々のその実際の人員、お名前が余りにも重なっている現状がございます。

私としては、よく皆さんオール小樽という表現されますけれども、私はそのような主要団体の代表者が集まることがオール小樽だという認識を持ってはおりません。私は、小樽市民12万人全てをもってオール小樽という認識を持っているところでございます。ですので、先ほど来、副市長からもお話がありましたけれども、その12万人の皆様、それぞれの方々においても市政に参画をできる、そのような権利が私はあると思っていますので、そのような取り組みにおいて推奨していく、これが私の市政における、さまざまな方針の中における一つとして重点的に置いているところでございます。そのような中で、今までもその件について、副市長が商工会議所等に歩んでそのお話をさせていただいているところでございますけれども、それらも含めて、まだまだ受けとめ切れていないのではないかと私は感じております。

今後においては、商工会議所の方々に限らず、市民の皆様が一丸となって市政運営をしていく、そのような意味合いにおいて、商工会議所も公益団体ですから、その公共における団体、御協力をいただいている団体の一つとしてしっかりと連携を図りながら取り組んでいくことが本来の行政ではないかというふうに思っているところでございます。

○中村（吉宏）委員

オール小樽、このキーワードに関して、私も議会の中で取り上げさせていただいていたところですよ。何かね、オール小樽という言葉に、私、今、市長の捉え方、物すごく違和感あるのですよ。その感想は置いておいたとして、今、公益法人ですというお話がありました。そうなのです、団体なのですよ、商工会議所というところはね。商工会議所というものの法的な性質とその組織をどなたか原部の方、御説明いただけませんか、商工会議所法に基づいて、お願いします。

○（産業港湾）産業振興課長

会議所につきましては、商工会議所法、こういった法律がございまして、この中身では会議所の組織、それから運営について定められているということでございます。その中におきましては、会議所の目的としまして、第 6 条を読み上げますけれども、「商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。」というふううたわれてございます。

○中村（吉宏）委員

こういう目的を持った組織であるわけなのですね。総合的な改善発達を図りと、社会一般の福祉増進に資することを目的とする集団なのです。この組織についての説明をしていただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、取り組む事業、こういった部分につきましては、第 9 条の中で事業の種類ということで、1 から 18 まで、例えばですけれども、商工業に関して相談に応じ、または指導を行う。あるいは、15 項の中で観光事業の改善発達を図るということで、事業もこの商工会議所法の中でうたわれているところでございます。

○中村（吉宏）委員

そうですね、どういう活動をするのかという規定もあると思います。こういう組織が活動するためには、もう御存じだと思いますけれども、商工会議所には会頭がいらっしゃる、副会頭がいらっしゃる、それぞれ評議員のメンバーがいらっしゃるという組織体、協議体になっているわけなのですね。これを踏まえて、例えば商工会議所と何か連携をしたい、こういう相談をするときに、個別具体的にこの人を出してというお話をするということは、こういう組織内のいろいろな秩序やこの法律にもものをもって考えるときに、越権行為ではないかと思うのですよ、市長。その辺、認識をお伺いできますでしょうか。

○副市長

確かにこちらで推薦を依頼して、向こうの推薦でいただいたものを、これがいいあれが悪いというのはそれは越権行為というよりは、大変失礼な話だというふうには思いますけれども、ただ、私どもとすれば、できるだけ小樽でこれだけ多くの経済人がいて、多彩な人材がいる。その多彩な人材を役職で出されるということになると、特定の人間ということになりますので、団体に推薦すると大概は会長、副会長、または事務局長という大体がそういうふうに決まるということもあるので、そういう固定的にしてほしくないの、できるだけ多彩な人材を出していただきたい。これお願いの筋でございますので、こちらからこうしてということではなくて、御協力をいただきたいということをお願いをしているところでございます。これは商工会議所に限らず、いろいろな団体にもそのような方向で、例えば数ある中には、そういう分野に秀でた方、または得意な知識を持った方もいらっしゃるでしょうから、できればそういう方をいただきたいというお願いをしているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

いやいや、御理解したいところなのですけれども、なかなかできないのですよね。というのは、今、組織であるということも御認識はいただいているようではございますけれども、今の副市長のお話ですと、例えば小樽市役所からどなたか職員の方出てきてくださいということで、例えばこれからあるであろう学校の閉校式に産業港湾部参事に出て

くださいという話にはならないですよ。指名があっても、組織としてですよ、動くときには。同じなのですよ。例えば中小企業家同友会もそうですしね、経済団体としては、そういういろいろな団体がありますけれども、その団体の代表として来ている方がね、その会議の中で会議の意見を持って表明し、その会議で起こったことを持ち帰って、またその中で協議をするということであれば、特にその意思が会全体に反映される状況であれば、そこはあえてこだわる必要はないのかなど。

逆にオール小樽を考えるのであれば、そういう団体の個別の方を指名するということではなくて、もう少しいろいろな方たちに、いろいろな団体、ボランティアの方たちとかそういうところを探し出すというところに努力すべきなのではないですか。商工会議所がというお話にもならないし、そういう組織の方たちの内部事情あるわけですから、皆さんお仕事あって本業があってやられているわけですから、固定のメンバーが参加する場合、それに集中するという場合だってあり得ると思うのです。そういうことも考慮に入れながら、もう少しその辺の考え方を改めていただきたいと思うのですけれども、御見解いただけますでしょうかね。

○副市長

まさにその検討を、今、私どもも単にその団体推薦ということで誰か一人くださいという、今までの仕事の流れがいつも同じ団体から推薦を出すというやり方をしていましたので、そういう方向も改めて、こちらとしても推薦をもらうもらい方、それからこちらからのお願いの仕方も含めて、庁内で検討しなければならない、その辺のところを、今、商工会議所やらそれからほかの団体とも、そういう方向で今話し合いを進めているところでございますので、こちらとてもやはりこれまでの仕事の進め方の見直しをしながら、臨機応変に対応していきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

今、御答弁いただいているとおりの部分もありますけれども、団体のそれぞれの性質なりなんなりというところをしっかりと見て、いろいろ対応していかなければならないと思うのです。今のあらあらの答弁をいただいて、私の質問を踏まえていただいて、本会議場における市長の御発言と照らし合わせて、どうですか、私は符合しないと思うのですけれども、商工会議所も変わってもらわないとという話にはならないですよ。その点見解いただけますでしょうか。

○市長

何度も繰り返し恐縮ですけれども、市政におきましては、昨年の春に私が就任することで変わりました。ですから、今までと同じスタンス、同じ取り組みで行ってきたことが、必ずしもそのとおりにならないことということが当然出てきております。ですので、この市長が変わったということをやはり受け入れていただき、そのような今、副市長からも答弁させていただきましたけれども、今までのようなただ推薦依頼をして行うということではなく、違う方法も今臨機応変にいろいろと鑑みながら行っているところでございますから、そのようにやはり変化をしている、その状況でございますので、やはり商工会議所の方々にも、そのことを御理解いただき、商工会議所としてもその変化についてやはり考えていただきたい。ですから、それにおいて、そのことを受け入れるためには商工会議所自身も変わっていただく、私自身はそのように考えていたので、先日はそのように答弁をさせていただいたということでございます。

○中村（吉宏）委員

すごく抽象的で、市政のあり方がどう変わったのか、それによって商工会議所とのかかわり方がどう具体的に変わったのか。今、商工会議所とも、ではどういう関係を望むのですかといったときには、副市長は御答弁されてきたことで、かかわり方を変えたいというお話なのですけれども、それが何かあえて改革だとかそういうお話ではないと思うのですよ。市から商工会議所へのいろいろな依頼をすることは変わっていないわけですし、商工会議所から市にいろいろな依頼をする、このスタイルは変わっていないのですよね。今、物すごく抽象的にお話をされました

たけれども、その今お話しされたものを一つ一つ市長みずから具体例を挙げて、どの場面が問題でこう変わっていく、何が問題なののだというのを示してもらいたいと思いますけれども、お願いいたします。今、御自分のお話しただいたことを、具体的に、ではどういう場面なのか。

○市長

何度も繰り返し恐縮ですけれども、こちらの市政の中で、その取り組みであったり、手法、または先ほど来からお話ししている、市民の多くの皆様に御参画をいただきたい、その考え方や体制が変わっているところがございます。それについての考えも含めてお伝えした中で、商工会議所からのアプローチが今までと同じ対応、同じように対応させてくれというふうに言われましても、なかなかできない状況がありますから、ですから、商工会議所側のほうでも、そのことも含めて変わっていただかなければ、なかなかそれに対して共通認識は持てないということでお話をさせていただいているところでございます。

○中村（吉宏）委員

その変わっていただきたいという内容が、今確認したところだと、とどのつまり参加してくる人を常時入れかえて少し新鮮な風を吹き込ませてくれという程度だと思うのですけれども、それは難しいですよというのは、先ほど組織論の話、したと思うのですけれどもね、それでもまだ何か御自分の発想、お考えにおいて、商工会議所にどの部分の変革を望もうとしているのか、もう一度御答弁ください。

○市長

望んでおります。私自身は就任するときに、市政を変えていきますということを市民の皆様とお約束をさせていただいたところでございます。ですから、それをとりやめて、元に戻して同じスタンスでかかわるということにはやはりなり得ませんので、ですから、私としてはこの変えるというお約束のもとで、一つ一つ取り組ませていただいておりますから、その中で先ほど来からお話しさせていただいているように、商工会議所側もその流れに伴って変わっていただきたい、その認識は変わりません。

○中村（吉宏）委員

変わっていただきたいのですという気持ちは変わらないということのようではございますけれども、市民の皆さんは何か改革的なものを望んでいらっしゃると思うのです。だけど、今のままだと商工会議所との関係が必ずしも好転するとは思えないのですよ。現に商工会議所も、どうしたものかと非常に頭抱えていらっしゃる部分もありますし、反面、こっちは市政に一生懸命協力しようとしているのに、まるで市長が突っぱねているようだ。そういう見え方なのですよ。

市民の皆さんは、商工会議所と市長がきちんと協力関係でもって小樽を向上させてほしいという思いのもとにいるのです。それを踏まえて、一方的に商工会議所変われと、私は改革者だという主張が果たして市民の方に受け入れられるのかどうか。その辺踏まえて、もう一度お考えをいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長

表現は変わっていますが、同じことをお聞きになられているように私には聞こえますけれども、先ほど来からお話しさせていただいているように、答弁の繰り返しになるかもしれませんが、私自身は市政を変えていくということを公言し、ある意味、公約といっても過言ではない形でお話をさせていただいたところでございます。まさに今それを実行している状況でございます。ですので、私としては、またそれを元に戻すとか立ち戻るという意識は、私は持っておりませんので、今それをしっかりと進めていく。その中で何度も、先日の議会の中でもお話ししましたが、商工会議所のほうで変わっていただければ、もちろんウエルカムですから、ですからそれをただ突き放しているとか、そんなことを私自身は思っているわけではございません。私としてはぜひその考え方も理解をいただき、そして商工会議所自身もその市政の流れに伴って変わっていただいて、その上でこれからの市政に向けて取り組めたらというふうには思っておりますので、同じ答弁ばかりになって恐縮ですけれども、私自身はこ

のように考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

だからね、改革って、何か前にいい方向に進んでいるような表現していますけれども、必ずしもそうではないのですというのを指摘させていただいています。市民の皆さんだって、先ほど言ったように、商工会議所と市がしっかりとした関係を構築すること、そして市政が前進していく、市が交流していくということを望んでいるわけなのです。商工会議所が一方的に変わってください、そうしたら私は受け入れますという話ではないですよね。では、市長はどう変わるのか、変えるべき点があるのか、そこをお聞かせいただけますか。

○市長

今さら具体例を出さなくてもさまざまな場面で変わってきている。その中で皆さんからも課題等を含めて御指摘をいただいているというふうに思っているところでございます。意識改革をしていくのですというお話だったり、研修だったり、人事も含めて今変わってきておりますし、除排雪も手をつけ、変えてきているところでございます。今まで目をつけ、向け切れなかったバリアフリー化であったりとか子育て支援のこのような取り組みにおいても、今までと視点を変えるからこそ導入できたと私自身は思っております。その他さまざま変えていく、その思いのもとで今取り組んでいるところでございますけれども、私としては、やはり何か何度も同じような答弁の繰り返しで大変恐縮ですが、やはりこのように市政を変えていくということで、もちろん選挙のときはもちろんですけども、市政の運営に役目についてからでもそのように公言をさせていただき、都度それを意識して、今まさに取り組んでいるところでございます。

やはりこのまちを高めていくために、今市民の皆様12万人、全員市政にかかわっていただいて、みんなでこのまちを高めていくのだ、この思いが非常に重要だというふうに思っておりますので、中村吉宏委員はマイナスになっているのではないかと表現されておりますけれども、市政に携わられている方々、人数そのものも含めて変わることによって、新たな方々が参画をいただいている事実もございまして、私はいい方向に変わってきているというふうに認識をしておりますので、この考え、またはその取り組みのもとでこれからも市政運営を進めていこう、そのように考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

いろいろ演説されていらっしゃるようですけども、除雪に関しては、たまたま昨年少雪で、何ともこの改定、改革が功を奏したかどうかはわからない状況でありますし、バリアフリーだってもっと前からやっていますよ。子育て支援だって国が今加速をさせています。いろいろな施策が何か御自分の手腕でというお話しされていますけれども、もっと違ういろいろな部分で動いているのです。あなたが認識されていないだけだと私は考えますけれども。

そういう中で、今どうしてこの商工会議所との今後の関係が必要なのかというと、市長御自身も公約で書かれていらっしゃいますけれども、さまざまなイベント誘致、企業誘致など拡大と、中小零細企業へより大きな助成支援を行い、経済波及効果を上げる。これまさしく経済界とともに手組んでいかなければならないわけではないですか。そうすると、個人個人のレベルの話ではなくて、やはりいろいろな団体、組織と上手に連携をしながら、それに対して行政がどうかかわっていくのかという発想をして、よって全市民にいろいろな周知をし、機運を盛り上げてやっていかなければならないこういう作業だと私は思っているところなのです。だから、商工会議所が市長の改革のお考えに沿わないと、やはり手を組めないといえますか、そういうスタンスでいられると、小樽市市民、商業活動全般、経済活動されている方全般が困ると思うのですけれども、その点についていかがですか。

○市長

私自身としては、連携も大切なことでもありますけれども、やはりそれぞれの機関がそれぞれの能力を高めながら切磋琢磨しながら行っていくことが大切だというふうに認識をしているところでございます。やはりその中で、商工会議所という機関も先ほど来からお話するように、経済界、小樽市全体の経済を考えて取り組まれている公益の

団体でありますから、それに伴う取り組みはもちろんのこと、市政としてもこれからのまち、経済も含めて高めていくために、さまざまなことを政策として展開しておりますけれども、やはりその中において切磋琢磨というものは生まれることは非常に重要だというふうに認識をしているので、その点については中村吉宏委員が今お話しされた部分については、違いがあるのかというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

今、商工会議所も含めて、何か変わってほしいのだというか、変わるべきだというようなお話ありますけれども、先ほど来申し上げているとおり、商工会議所というのは、今取り上げておりますけれども、法律上構成されている組織なのです。いろいろな権限や活動については法律に事細かに規定されております。その中で活動をしているのです。それはひいては会員皆さんの利益にもなり、それがまちのためになるという構造になっているのです。そういう全体的な把握をしっかりまずしていただきたいなというところを、きょうの段階ではその要望を一つ伝えて、別の質問に移ります。

◎高島地域の漁港区について

高島地域の漁港区における問題についてですけれども、昨日の予算特別委員会では、公明党の秋元委員からも漁業者たちともしっかり対話をしと、お話をしにいったのですか、市長、というお話もありましたが、きのうの今、きのうの状況で、市長あるいは副市長、漁業者のお話をしっかり聞き取られたのか、お知らせください。

○産業港湾部参事

市長と副市長、公務があつてなかなか行けないということでしたので、きょうの朝、漁業協同組合の方になるべく早く話し合いの機会を設けてほしいということの趣旨を再度お願いしたというか、申し入れをしまして、市としては申し入れをしたというところでございます。

○中村（吉宏）委員

それは、市長が漁協とか漁業関係者とお会いするというお話で、お話つけたのですか。

○産業港湾部参事

特段市長ということではなくて、我々として誰という主語は特定しないで、一般的なお話として組合に申し入れをしたということでございます。

○中村（吉宏）委員

市長、あのね、きのう市民の方があれだけ困っているのだというお話を一委員がしていましたよね。何か電話一本も入れられないのですか。困っている方現実にいるって。今、議会が終わったら会いに行きますということですが、そういう方たちが実際にいる状況で、きのうの夜からきょうの委員会が始まるまで時間あるわけですよ。何かアクションを起こされましたか、お答えください。聞いていたでしょう、きのうの、どれだけ大変だったのかというのを。わからないの。

○市長

昨日も、それについてもう既に答弁させていただいたところでございますけれども、今このように議会中ということもあつて、漁協であつたりとかに対して、今、参事から連絡はさせていただいているところでございますが、折を見て機会を見てお会いしてお話しをする、そのように考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

きのう視察の現場に、実際、漁師がいたのです。その漁師がいろいろなお話をしていました。もちろん、報告は上がっていると思いますよ、市長のもとにもね。市民の方が困っている、漁業者だって市民ですしね、漁協漁協と言いますが、漁業者たちも事業者なのですよ、個別の。そういう方たちが困っているのだという声を、実際、市民目線という市長が拾わないのはおかしいと、ぜひ聞いてくださいということが挙がっていましたが、本当であればすぐに電話でもして、状況を聞いたりとか、そのぐらいできるのではないですか。お答えください。

○市長

ですから、昨日の議会議論を通して、その話を受けて、参事から漁協に対してそのような申し入れをしたということでございます。昨日の件について、御報告を受けたのではないかというお話ありますけれども、漁師がいたというお話は聞いておりますが、どのようなことをお話しされたということまでは残念ながら今は聞いてはおりません。

○中村（吉宏）委員

きのう秋元委員が、漁業者が困っているのですというのを力説していました。で、市長に伝えようとしておりました。それを受けて何も感じられなかったのかというのがまず 1 点。それから、そういう状況の中で、ふだん市長、除雪の問題だったらすぐ飛んでいくでしょう、現場に。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

何でこの高島の問題で漁師が困っているといったときに、すぐ飛んでいってくれないのですか、市民の目線で見てくれないのですか、情報を拾わないのですか、はっきりお答えください。

○市長

まず、困っているというお話は、昨日議論の中でありましたけれども、具体的に何について困っているのか、またはそれによって漁がどのように阻害されているのか、その辺のところまでは、きのうの議論では私は把握はできませんでした。現状において、具体的なお話を、何の漁における何においての問題なのかをやはりしっかり把握するためには、漁協の方々も含めてお話を伺わなければならないと私自身も思っているところでございます。ですので、先ほど来からお話ししているように、参事がきのうの議論を踏まえて、すぐに漁協に御連絡をさせていただいたところでございますので、それに先ほどから何度もお話ししておりますけれども、折を見て議会を終えてから、それについてお話を聞こうというふうに思っているところでございます。

それと除雪について、現場にすぐに行っているのではないかというお話でありますけれども、私自身も時間を許す限りそのような機会があれば、現場に出向いたりとか、その状況を把握したりしているところでございますけれども、きのうからきょうに当たっては、そこまで至っていないというところでございます。これからも現場に対して意識して取り組んでいこうという考え方は持っております。

○中村（吉宏）委員

どのような状況か、きのうの議会の議論で把握されていないということですが、産業港湾部長、きのうの議会議論の中で、今ね、高島地域のあのところで漁業者たちからどんな声が上がっているのか、視察にいらしゃっていないと思うのですけれども、議会議論の中で拾った情報をお話ください。

○産業港湾部長

今、中村吉宏委員からお話のあったこと、秋元委員から昨日の委員会の中でお話あったことにつきましては、漁が何かできないということ、係留している船の関係で、その下にあるウニだとかですけれども、そういう物が何かとれないというようなことを漁業者が主張していたということと、それからロープが何か張ってあるということで漁船が何か航行できないような支障があるということが、秋元委員がおっしゃっていたことは覚えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

聞いていなかったのですか、市長。余りにも議会の議論、ばかにし過ぎていませんか。この点についてもう一度何か、認識というか、考えをお聞かせください。

○市長

何度も繰り返し恐縮ですけれども、今のお話だけで、それが具体的にどのように困っているかまでは現状としては把握はできていない、私としては今のお話では具体的な状況はつかめていないというところでございます。

(「今、確認してくださいよ」と呼ぶ者あり)

○中村(吉宏)委員

では、今すぐ確認してください。

○市長

これも何度も繰り返して恐縮ですけれども、それにつきましては、議会を終えてから漁業協同組合の関係者の方々とも打ち合わせをさせていただいて、折を見て対応したいというふうに思っているところでございます。

(「今、確認しなさいって」と呼ぶ者あり)

(「確認してください」と呼ぶ者あり)

○中村(吉宏)委員

これ何度やっても押し問答になります。ただ、市長は明らかに市民というときのその市民目線での市民が偏っているのだなという印象は、きょうマスコミの方もいらっしゃいますけれども、大分印象づいたと思います。本当にきのう、秋元委員も言っていましたけれどもね、困っている市民の方を本当にどうしてあげるのかというのが一番行政の重要なところであって、それができない行政であれば、改革だとか、そういうことをおっしゃっていても意味がないと思うのですよ、本当に。私からも申し上げますけれども、市民目線なんていう言葉は金輪際使わないでください。私からの質問は終わります。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員。

○秋元委員

昨日から議論しておりますけれども、どの漁について具体的に報告ないからわからないみたいな、だから今調べさせてください。この違法状態でありながら、そんなことを言っているのは信じられませんから、どういう状況なのかというのを、まず産業港湾部の方が調べていただいて、すぐわかると思いますから、市長にこの場で資料として持たせて、どういう状況なのか理解させてください。それでないと、質問に入れませんよ、私たち。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

余りにもばかにしているよ。

○委員長

ただいま秋元委員から議事進行がございましたけれども、市長は市長なりの答弁をしておりますけれども、若干産業港湾部として、きのうの現地の漁業者の皆さんの声を踏まえて、何か市長にお話できることはありますでしょうか。

○市長

先ほど来から何度も既にお話をさせて、今答弁という形ではないですけれども、よろしいですか。させていただいておりますけれども、そのように漁業者の方々が来られていたというお話、それに伴ってその事業者に対して御指摘をされていたというお話は聞いているところでございます。また、きのう秋元委員からそのようなお話があったのは、私自身も耳にはしておりますけれども、その状況をしっかりと把握するために、それに対しての時間を要するであろうというふうに思っておりますし、何度も繰り返し恐縮ですけれども、議会を終えて、折を見て、漁組の方も含めてその現状についてお話を聞いて取り組むという話でさせていただいておりますから、恐縮ですが、現状においてそれをすぐに対応するという事は、正直、難しいというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。

(「すぐわかりますよ、そんなの」と呼ぶ者あり)

(「委員長、議事進行なので、委員長サイドでさばいていただきたい」と呼ぶ者あり)

○委員長

産業港湾部としては、何か市長にアドバイスのな部分は今できますか。

○産業港湾部参事

漁業者の方がどんなお話をしていたのかということについては、市長に、全てではないのかもしれませんが、説明すること、情報を入れることはできるというふうに考えてございます。

(発言する者あり)

(「この期に及んで何困っているかわからないなんて、あり得ないでしょう、だって」と呼ぶ者あり)

○委員長

ただいまの議事進行については、今、産業港湾部参事からお話がありました。本来であれば議事整理ということで時間をとるべきなのかもしれませんが、質問者に対してはきちんと答えてはいますので、その点については、今の議事進行について御了解をさせていただいて議事を進めたいと思うのですけれども、いかがですか。

○秋元委員

そういうことが常態化しておりまして、これ議論にならないのですよ。何困っているかわからないなんてあり得ないですよ。私たちはその漁師の方々が困っていることを前提にして議論しようとしているのに、具体的に何困っているかわからないから、答えられないみたいなこと言われたら、議論はできません。だから、私は具体的に、では市長はどういう具体的な状況を知りたいのか、知りたいことを産業港湾部に聞いて調べてもらってくださいよ。すぐわかりますから。組合だっていいでしょうし、漁師だっていいでしょうし、すぐわかりますから。そんな何日も何時間もかかる話ではないですよ。聞けばすぐわかりますから、どういうふうに困っているのか。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

小貫委員。

○小貫委員

秋元委員がおっしゃることはもっともだと私も思います。ただ、中村吉宏委員が1回質問を終えますと、質問を自分で切ってしまったので、ただ、その質問が次の質問者の中で、どう出るかは私はわかりませんが、まず、中村吉宏委員の質問は終えて、今の議事の流れの中では、次の質問者にやはり移していただきたいと私は思います。

○委員長

二つの今、議事進行がかかりましたけれども、私としてはできるだけ、例えば、今、秋元委員がおっしゃっていた、何が困っているかわからないという部分には、正確な意味で答えてはいないというふうに思いますので、理事者から、そのことをきちんと伝えて、これから市長が対応していただくというようなお話になれば、議事が前に進むのではないかと思います。そういうことでいかがですか。

(「10分もあれば伝えられますよ、だって」と呼ぶ者あり)

○産業港湾部参事

今お話のあったことについては、今この場所で市長にメモを渡すというような形で対応させていただきたいと思っております。

○委員長

はい、それではよろしく願いいたします。

少々時間をとっていただきます。よろしく願いいたします。席を立たないようにお願いいたします。

○産業港湾部参事

今、市長にメモを渡して、昨日、漁師の皆さんからどんなお話があったのかという状況については、市長にも今

御理解をいただいたところでございますけれども、例えばその中身といいますか、本当に困っている状況というのまでは、なかなか今漁業者のお話を聞かないと理解できないので、一定の時間をとった後に、一定の時間と一定の期間をとった後に、漁業者から意見を聞いて、本当に困っていること、どこが困っているのか、どこが課題なのかということ、そういう時間をとりたいということ考えているということでございます。

(「さんざんきのう言ってましたよ、あの場で」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、今の話でよろしいですか。

○秋元委員

私は、構いませんけれども。

○委員長

それでは、質疑を続行いたします。

酒井隆行委員。

○酒井（隆行）委員

まず、今の部分で何を困っているのがわからないということ自体、問題だというふうに思いますし、きのう、視察行ったときに、さんざん言っていたではないですか。そのことをきちんと伝えていただければ、事の重要性は伝わるかというふうに思いますが、もう一度きちんと伝わっているのかどうか、きちんと伝えているのかどうか、その部分について答弁していただきたいと思います。

○産業港湾部参事

きのうの漁師の皆さんがお話になっていることについては、今、メモでお渡しして説明させていただきましたけれども、実際、では具体的に例えばきのうナマコだとかウニだとか、そういう稚魚をまいてらっしゃるというお話をされていて、それが船の下にあるのでなかなかそれをとることができない、どけてくれと言ってもなかなか対応が時間がかかったというようなお話をされていましたので……

(「時間かかったというか、どけてなかったじゃないですか」と呼ぶ者あり)

そういう意味で、そういうことについては、今までの説明をさせていただきましたけれども、その具体的な背景というのでしょうか、そういうところまでは今、市長も把握ができないので。漁業者の方から直接お話を聞きたいということで、もう少し時間がかかるというようなお話で考えているということで、今お聞きしたところでございます。

○酒井（隆行）委員

その状況を把握できていないのは、どなたなのですか、どなたが把握されていないのですか。きのう聞いていましたよね。それでも把握されていないのですか、参事。参事が把握されていないということですか。

○産業港湾部参事

漁業者の方がお話になったことについては、もちろん私全てそばにいたわけでもございませんから、全ては無理かもしれませんけれども、

(「そばにいましたよ」と呼ぶ者あり)

お話になったことについては、状況としては聞いているというところでございます。

○酒井（隆行）委員

何を困っているか把握されているのですか、されていないのですか、そこだけまず一つははっきりお答えいただきたいと思います。

○産業港湾部参事

困ったりされるというのは毎日生活、彼らが生活しているのだという、ただしそういうことで漁ができないのでお困りになっているということを強くお話になったというふうに思います。

○酒井（隆行）委員

漁業者の方、非常に困っています。生活も非常に厳しいということでお伺いしてきました。それで、きのうの予算特別委員会の中でもありましたが、これいつまでもこの状態をこのままにしておくわけにはいきません。それは、経済常任委員会としても、この状態を放っておくわけにはいきません。きょう期限を切っていただきたいと思いません。いつまでに漁業者の方、この問題を解決していただけるのか、はっきりとお答えをいただきたいと思いません。

（「トップみずから期限切ったらどうですか、ずばっと、市民のために」と呼ぶ者あり）

（「政治判断ですよ」と呼ぶ者あり）

（「ちゃんとやらないと政治責任ですよ」と呼ぶ者あり）

○産業港湾部参事

期限については、例えば行政手続法とかいうのですね、一定の何日間という形での期限は示されておられませんけれども、あと一般的な、今回の事例に関する期限の設定というのは、各種法律でもされておられませんけれども、できるだけ段階を踏まえて、今後も粘り強く指導していくといいでしょうか、指導していくというふうに考えてございます。

○酒井（隆行）委員

事の重大性を理解していないから、そういう答弁になるのですよ。しっかりと期限を切ってください。困っている方がいるのですよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

市長、政治判断してください。

（「何そんなに悩まなければならないんです」と呼ぶ者あり）

○市長

先ほど来から何度も答弁させていただいておりますけれども、その漁業者の方々がどのような視点で困られているのかも含めて、漁業関係者、漁業組合の方々と打ち合わせをし、そのお話をやはり受けてから考えなければならないことだというふうに思っております。その件につきましては、先ほど来からお話ししてはおりますけれども、参事から、漁協にそのように申し入れをさせていただいているところでございます。議会を終えてから、折を見て、その現状についてお話を聞いて、それに伴う改善策またはお互いが……

（「遅いって言うてるんだ、それじゃ」と呼ぶ者あり）

歩み寄れる対応策、それらがどのようにあり得るのか、それをいろいろと検討していきたいというふうに思っているところでございます。

（「対応するつもりじゃないか、そもそも」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆行）委員

質問に入る前に、先ほど議事進行がかかりました、秋元委員から。事の重大性、何が困っているのかわからない状態なので、こういう答弁にしかならないのですよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

きちんと理解した上できちんとした答弁をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「こっちは期限求めているんです。答弁なっていない」と呼ぶ者あり）

事の重大性を理解していないのですよ。

（「本当だ」と呼ぶ者あり）

(「明確に切れるはずだよ」と呼ぶ者あり)

わからなかったらすぐ調べればいいではないですか。

(「今、酒井委員の発言は、議事進行」と呼ぶ者あり)

○委員長

質問していませんね。

(「ひとり言でしょう」と呼ぶ者あり)

(「ひとり言です」と呼ぶ者あり)

酒井隆行委員、質問を続行してください。

○酒井(隆行)委員

繰り返しになります。これは非常に重要な問題です。調べてから云々かんぬんという話ではないです。きちんと理解してください。きのう行っているのですから、一緒に。

(「調べてください」と呼ぶ者あり)

その上できちんと市長に伝えて、きょうこの場で期限を切ってください、いつまでに解決すると。市長、期限がないからではないですよ。これは政治判断してください、きちんと。もう一度答弁願います。

(「違法状態なんだよ」と呼ぶ者あり)

○市長

酒井隆行委員は政治判断、政治判断とお話をされておりますけれども、先ほど来から参事からも答弁させていただいておりますが、行政手続においては期限とかを切れているものではございません。ですので、それについての改善はまず図っていくということは昨日もお話をさせていただいたところでございます。

もう一点、漁業関係者の方々、これも先日もお話しさせていただいておりますけれども、その漁業関係者の方々のその不安や心配、そのような状況をこちらとしても正確にやはりしっかりと把握をしなければならないというふうに思っているところでございます。ですので、それをきちんと把握をした上で、その状況において事業者の方々とのような調整が図れるのか、やはりそれをしっかりと把握をしなければ、その後においての対応もできないというふうに思っておりますので、今、漁業協同組合の方々とは打ち合わせをするということで申し入れをしているという段階でございます。

(「今、聞けばいいでしょう、だから。すぐ聞けるんだから」と呼ぶ者あり)

○酒井(隆行)委員

繰り返します。期限きちんと切ってください。きちんと。いつまでにその漁業者の方と面談をするのか、これまず一つ期限を切っていただきたいと思えます。

○市長

これも何度も先ほどから答弁して恐縮ですけれども、期限を切れる問題ではないというふうに思っているところでございます。

(「いやいや」と呼ぶ者あり)

また、政治判断でその場でばさっと決め切れることでもないと思っております。当然にその状況を鑑み、さらに調整に時間がかかることでございますので、それについてはいつまでということでは表現することは難しいものと思っております。

○酒井(隆行)委員

問題解決に向けての期限ではなくて、漁業者といつまでにその面談をするのか、これまず一つ期限を切ってくださいという質問でした。これについてももう一度答弁願います。

○市長

これも先ほどお話、答弁しておりますけれども、申し入れはさせていただいたところでございます。当然に公務もありますし、相手側の時間的な御都合もありますから、それらを調整した上でお会いできればというふうに思っているところでございますので、それも日をいつというふうに言うことは、この場ではできません。

○酒井（隆行）委員

これも何回も伝えていますが、困っている人がいるのですよ。重大なことですよ。そんな悠長なことを言っている場合ではないのですよ。きちんと期限を切ってください、いつまでと。公務の日程があるのだったら、それも確認した上でいつまでということ、きょうこの場で期限を切ってください。

○市長

恐縮ですけれども、今それについて具体的にこの日というふうに言うことはできません。それでも、先ほどからお話をしているように、きのうの議論もあって、本日には参事から漁業協同組合には、そのように申し入れをさせていただいておりますので、近い時期にそういう機会を設けられるのではないかと考えているところでございます。

○酒井（隆行）委員

もっと積極的に動いていただける市長なのかなというふうに思いましたが、解決するつもりがないのでしょうか。まず会ってくれという話なのです。それが何でいつになるかわからないという話なのです。できるだけ早くとは、それはいつなのですか。

（「だから、わからない」と呼ぶ者あり）

いやだから、わからないではなくて、これ重大なことです。困っている人がいるのですよ。

（「何でそんな笑っているんですか、市長」と呼ぶ者あり）

市長、どうなのですか。わからないではないのですよ、スケジュール確認してください。いつまでと期限を切ってください。もう一度答弁願います。

○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、いつまでというふうに区切ることは、今この場では行うことはできません。先ほどから、私何度もお話をさせていただいておりますけれども、この調整においては、時間がかかると私自身は思っておりますので、それに向けて打ち合わせも含めて、一つ一つ行っていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○酒井（隆行）委員

納得、理解できません。理解できるような問題ではないですよ、市長。事の重大性がわかっていないから、そういう答弁になるのです。何で、では早く、もっと早く調査しないのですか、高島のあの部分について。繰り返し繰り返しではなくて、きちんと期限を切ってください。スケジュール確認すればわかる話ではないのですか。繰り返しではなくて、きちんと答弁してください、もう一度。

（「市長が日にち決めれば、その日にみんな集まってくれるんですよ」と呼ぶ者あり）

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、今この場でそれを区切っていつまでということを答弁することは難しいものと思っております。積極性がないという御指摘でありますけれども、しかしながら、昨日の議論を経て参事から漁業協同組合にもその点申し入れさせていただいて、その状況を折を見て把握するというので、もう既に行動して取り組んでおりますので、私自身は積極性がないというふうにも思っておりません。

○酒井（隆行）委員

非常に残念です。また、経済常任委員会の委員として期限をいただけなかったということが、本当に悔しく思い

ます。これはまた追及していかなければいけない問題だと思いますので、きょう期限の部分についてはもうこれでやめますが、一つ最後に船の係留を許可するとき、公聴会は開いたのか、これ一つ答えていただきたいと思います。

○産業港湾部参事

公聴会は開いておりません。

(「開いていない」と呼ぶ者あり)

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○秋元委員

市長、何が漁師の方々が困っているかわからないということで、市長、何を具体的に知りたいのですか。きのう私言いましたよ、どういうふうに困っているのかと言ったのですけれども、そのほかに具体的に何を知りたいのか、港湾室に伝えて、今聞いてくださいよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

組合に聞けばすぐわかりますから、具体的に何を知りたいのか聞いてください。それで、質問を始めたいと思います。何を知りたいのかもわからないですか、市長。

○市長

昨日の秋元委員の御指摘、さらには今メモも見せていただきましたけれども、それに伴って、あそこに船が係留されたりとか、さらには浮き桟橋ですか、それを設置されることによって、漁業者の方々がどのようにその漁業権を侵害されるのか、その事細かくそれについてどのような被害をこうむられているのか、それが先ほど来の御指摘や質問内容の中では詳しくは把握はできない。そしてこれを把握するためには、やはり先ほど組合の方々または昨日そのように申し入れで来られた方々、さらには漁業関係者の方々含めて実情等も含めて聞いていかなければならないことだというふうに思っておりますので、現状ですぐにそれを全て把握するという事は難しいというふうに思っております。

○秋元委員

そのことを細かく聞いて何ができるのですか、市長。そんなこと細かく聞いて何ができるのですか。お聞かせください。

○市長

ですから、その事業者とその漁業者との良好な関係を行っていくための調整、それに充てていくということでございます。

○秋元委員

調整なんてもうできないですよ、市長。どういうふうに調整するつもりなのですか。調整に先ほど時間がかかると言っていましたけれども、何で時間がかかるとわかるのですか。なぜ時間がかかるとわかるのですか、教えてください。

(「事の重大性を理解してないんですよ」と呼ぶ者あり)

○市長

今までの港湾室からの報告とともに、昨日のその漁師における、私どのような内容をお話しされたのかわかりませんが、事業者の方とかなり言い合いになっているような状況だったというようなことは耳にしましたので、ですから時間がかかるだろうというふうに私は認識しているところでございます。

○秋元委員

何を言っているのかさっぱり意味がわからないのですけれども、だからわからないのだったら、今聞いてくださいよ。そんな漁師の人たち細かいこと言っていないですから。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

でも、あそこの水面には漁業権があるから、漁できなくて困っていると、それ以外に何を聞きたいのですか。浮き桟橋の話聞いて何ができるのですか。今、浮き桟橋なんか無いのですよ。

(「うん、うん」と呼ぶ者あり)

うんではなくて、何できるのですか、そんなこと聞いて。今の状況を変えてほしいと言っているのに、それ以外何あります。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

細かい部分聞いて何できるのですか。今の状況を変えてほしいとそこだけです。時間延ばすために何か詳しく話を聞きたいとかと言っていますけれども、日にちを決めてくださいと、だから。市長が決めればすぐ皆さん集まってくれますから。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「公聴会も開いていないんだから、今すぐ行きなさいよ。聞いてきてる、利害関係者に」と呼ぶ者あり)

○委員長

静粛に願います。

どなたが答えますか。

○市長

今も質問なのかわからなかったところですけども、先ほど来から何度もお話しさせていただいておりますけれども、やはり現状をしっかりと把握しなければその調整におきましては、本来であれば事業者と漁業関係者の方々が直接やりとりをしていただくことが一番ではないかというふうに思いますけれども、そのようなお話、または御心配等もありますので、行政としてもそれに対して調整役として入っていくということで、先日から港湾室でも答弁しておりますけれども、その状況をやはり調整していくためには、その実情等も含めてしっかりと把握しなければ行えないというふうに認識しているので、そのようにお話をさせていただいているところでございます。

あとまた私としては、現行においては船が停泊をされている状況だと思っておりますけれども、船が停泊されている状況で漁業権が発生している場所というのは、やはり複数ありますので、その船そのもの停泊することが漁業権の侵害だということに直接どう当たるのかが、私自身はお話を聞いている中ではわからない。ですから、そのようなことも含めて、しっかりと現状把握だったり漁業協同組合の方々からのお話も含めて受けなければ、今後における対応も含めてできないだろう、そのように認識しているところでございます。

○秋元委員

参事、どういうふうに漁業権が今あって、問題になっているのか。船が小樽港にはいっぱいあってね、ほかのところにも漁業権あるだろうということを言っていますけれども、全くだから問題の本質がわからないので、きちんと今どういう問題が起きていて、漁師が何を言っているのか伝えてください。それしっかり市長が理解できてからでないと、この問題は議論できません。きのうの話も全く聞いていませんので、こんな状況で議論なんか一切できませんよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

深めることもできません。委員長、しっかりさばってください。

○市長

先ほど既に港湾室からいただいたメモは見ておりますし、それについての認識は私自身も持っておりますけれども、既にそのことは秋元委員はもう把握をされているようですから、それについても詳しく教えていただければ、それについて一つ一つ我々もその情報を得て、今後における対応策につなげていけるといふふうに認識しているところでございます。

○秋元委員

委員長、さばいてくださいよ。だって、問題の本質もわかっていないのですもの。何で漁業権侵害になっているかわかっていないのですよ、だって。問題の根本ですから。だから、そこは原部、原課から聞いてきちんとレクチャーを受けてくださいよ。私が説明することではないです、そんなもの。

(「メモじゃなくてね、ちゃんと伝えてやってください」と呼ぶ者あり)

ほかのそんな小樽港で泊まっている船、漁業権侵害だとかそんな問題と一緒にしているのですか。全くおかしいこと言い出しますよね。委員長、休憩をとってください。

○委員長

産業港湾部から、ただいまのことについて、何か補足答弁ありますか。漁業権の関係について、いかがですか。

○産業港湾部参事

漁業権に関してということであれば、第3号ふ頭の札幌づきから中央ふ頭、勝納ふ頭については漁業権がある、設定をされているという状況であるということは、漁業権に関してはそういう状況にございます。

(「ちゃんとレクチャーしてもらってくださいよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

少々お待ちください。

(「こういうふうに繰り返しますから、ちょっと時間、休憩とってくださいよ」と呼ぶ者あり)

○市長

改めて、今、産業港湾部の参事と今メモを確認しましたがけれども、港湾室で把握している情報と、今私自身が把握している情報は同じ情報ですから、それ以上のものは今持ち得ておりませんので。今レクチャーと言われましても、それ以上のものは時間をとって変わらないということでございます。

(「何言っているんだか、さっぱりわかりません。わかりません」と呼ぶ者あり)

○委員長

今、秋元委員から、漁業権の問題とその漁業権のあるところに船が停泊していて、その事実についてどういう状態になっているのか把握をされていないと、現状認識がされていないという点について御指摘があったと思うのですけれども、産業港湾部としては、その認識は市長に伝えているということでもよろしいですか。

○産業港湾部参事

漁業権が設定されているということと船がついていて、係留をしていて、その下にある貝類等についてはとることができないので漁業権の侵害だというお話をされているということはお話をしているところでございます。

(「だって、ほかの船と一緒にしているんですよ、だって。何が違うのか、教えてあげてくださいよ。全くわけのわからない話ですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、質問を続けてください。

○秋元委員

港湾室からきちんと教えてあげてください、ほかの船と今の高島の漁港の話、全然違う話でしょう。市長、同じに考えているのですよ。全然問題違うことですよ。

○委員長

今、秋元委員は、市長の答弁で、小樽港全体の問題ではなくて、高島漁港についての漁業権、それを侵害している状況について認識していないと、こういう指摘なのですけども、それは答弁できますか。

○市長

先ほど来から何度も繰り返し恐縮ですけども、今のお話については私も聞いておりますけれども、だからそれによって、漁業者の方がどのように困っているのか、その詳しい状況、詳しいお話まで把握できていないので、ですからその状況をやはりしっかり把握していく、それは漁業協同組合の方々も含めて確認をしなければならないことだというふうに思っておりますので、具体的に秋元委員は御存じのようですから、それを御指摘されれば、私もそれについてまた理解ができるのかもしれませんが……

(「きのうから言っていますよ」と呼ぶ者あり)

現状におけるお話や現状における昨日の議論も含めて、その内容のお話や原部から上がってくるお話においてはその具体的なところまでは見えていないというところでございます。

(「きのうから言っています、さんざん」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、今の市長の説明で質問を続けてください。

○秋元委員

高島の今の違法状態の船、聞いていますか。違法状態の係留の仕方と、市長、自分で小樽港のほかの船の漁業権あるところに船が泊まっている状況と何が違うかわからないと言ったのですよ。言いましたよね。これ、全然問題が違うのですよ。やはりわかっていないのですって。だからきちんと教えてもらってくださいよ。そこから始めましょう。

○市長

その点についてはUフックの件についてお話をされているのだと思いますけれども……

(「違う違う」と呼ぶ者あり)

それについてはやはり不適切な状況でございますから、それは改善を図っていただかなければならないことだというふうに認識しているところでございます。その船が停泊していることそのものに対して、漁業権がどのように侵害されているのか、それが現状において、改めて確認をしておかないと、この場においてどのような状況なのかということが、私自身もはっきりと示せない部分もありますから、やはりそれがおっしゃられるように停泊していることそのものに対して、漁業権に対しての影響があるのだということを御指摘いただければ、その状況を把握し、それに伴ってどう調整するのか、対応を考えていきたいと思えます。

○秋元委員

失礼な話ですね。私はきのうからさんざん言っていますよ。なぜそこに停泊していて漁業権の侵害になっているのか。聞いてませんでしたか。あそこ、自分たちでお金出して稚貝をまいているのですよ、市長。わかります。貝の小さいのを自分たちでお金出して買って、そこにまいているのですよ。それを自分たちが育てとっているのですよ。だから船をよけてくれと言っているのです。その場所しかないのですから。なぜその場所しかないかわからないのですよね。だから委員長、全て参事も、港湾室も、知っていますから、その辺の状況きちんと市長にまずは港湾室からレクチャーしていただいてからでないと、こんな押し問答ずっとやっていたって、何の生産性もないのですから、きちんとまず説明してもらってくださいよ。

○市長

そのようにおっしゃられますけれども、その稚貝というのはどの貝、どの稚貝なのか、その稚貝によってとれる季節、時期、それらも含めてさまざまありますので、ですから、きのうの時点で、きのうとることができないとい

うようなお話しされていましたが、それは昨日において、どの漁業について行えていないのか。ですからそのことも含めてやはり漁業権のことをしっかりとこちらも把握をして、それについてどのように対応するのかを考えなければなりません。ですから、漁業組合の方も含めて、それについて打ち合わせをしていかなければならないということで、何度もお話をしているところでございます。

(「委員長、だめですよ。ちゃんとレクチャーしてもらってください」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員の御質問がどうも理事者の皆さんも含めて正確に理解をされていないようですから、もう一度その趣旨について言ってください。

○秋元委員

市長が、漁業者の方が何が何を漁業権の侵害だと言っているか、何に困っているかわからないと言うから、きのう言ったではないですか、さんざん。船がそこに泊まっていて、自分たちでお金を出して稚具を買ってそこにまいて、それを自分たちでとっているのですよと。でも、そこに船があってとれないのです。よけてくださいと言ってもよけてくれません。だから漁ができなくて困っているという、その簡単な話ですよ。それ以上、何があるのですか。どこに漁業権の侵害があるかわからないって、それ自体がもう漁業権の侵害なのです。わからないですかね。そういうことなのです。

だから、漁師の人たち、怒っているのですよ。その辺もだからわからないから、ずっと話がかみ合っていないし、わかってもらえていないし、だからやはり港湾室でそんなに説明に時間かからないと思いますから、説明してもらってください。それでないと全くね、議論が成り立っていませんから。だからやはりきのうの話も全くわかっていたというので、もう一回やはり参事なり港湾室なりがしっかりレクチャーしてくださいよ。全くわかっていないのですもの。

○委員長

港湾室は、今の秋元委員の御指摘に対して、市長にきのうの現地調査を含めての結果を含めて、正確にお答えできるようなレクチャーできますか。

(「簡単でなくて、市長が何知りたいか聞けばいいだけです」と呼ぶ者あり)

○産業港湾部参事

レクチャーということでございますけれども、できるとかできないとかということにはならないので、レクチャーはできるということでございます。

(「市長がわからないことを聞いたら、説明してくれればいいだけです」と呼ぶ者あり)

○委員長

それでは若干中断をして、まず港湾室から現状についてきちんと市長に答弁ができるようなレクチャーをお願いして、その間休憩いたします。よろしく願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 44 分

再開 午後 4 時 13 分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

この際、理事者の答弁を求めます。

○産業港湾部参事

答弁に時間がかかりまして申しわけございません。

先ほど秋元委員の質問に対しましてお答えしますが、漁業者が困っているということでございますが、高島以外のほかの地区では、余りウニだとかアワビという稚貝を放流して漁をしてございませんけれども、高島ではウニやアワビなどの稚貝をまいて実際に漁をしている。ただ、しておりますけれども、それが船があることによって船の下の漁ができないということで、そういうことが原因で困っているというふうにお聞きしているところでございます。今後につきまして、そういうふうには漁師の皆さんお困りだということですので、きょうの朝も私、組合に連絡をして話し合いの機会を設けてほしい、早く設けてほしいと申し入れてございますので、できるだけ早い時期に漁師の意見を聞くような機会を設けたいというふうに思っております。

○秋元委員

市長からは何もおっしゃることはないのですか。

○市長

今、参事からお話ありましたけれども、このような状況であるということに関しましては、私ども認識をしているところでございます。

(発言する者あり)

○秋元委員

いや、だから、先ほど市長がわからないと言ったから、こういうふうになったのですけれども、認識していたのであれば、何を困っているかとわかっていただけてすよね。ましてや、本会議場で私の質問に対して漁業者からどういう意見があったのか、市長、自分でこれ読み上げているので、漁師の人たちが何困っているのかわからないという答弁は全く理解できませんし、市長の答弁、気をつけたほうがいいと思いますよ。誤解されますし、本意ではないことがどんどん伝わっていきますから、十分注意してください。何も難しい話ではなくて、漁師の人たちは自分たちが漁をしたいときに漁ができないので船をよけてほしいという、まずそれだけなのです。何も難しい話ではないので、ぜひ早く対応していただきたいなど。

質問に移りますけれども、きのうの予算特別委員会の質問で行政処分について質問しました。今後、段階的に手続をするということでしたけれども、手続について、どういう手続の方法をとっていくのか、段階的というお話をされていましたが、どういう段階を経て、どういう手続を経て手続を進めていく考えなのか説明してください。

○(産業港湾) 港湾室長

行政処分の手続ということでございますが、一応これ今想定されますのは、条例による許可をした案件につきまして、条件に付したことに違反しているということが発生した時点で、いわゆる小樽市行政手続条例に基づきます不利益処分という形で、いわゆる許可を取り消すというような手続になろうかと思いますが、その場合の手続的には、そういう事実が発生しましたら、まず、その対象者に対して聴聞または弁明の機会を与えるということになってございます。いわゆる事実関係、それから今後の考え方を聞いた上で、実際に許可を取り消すのかしないのかということを処分という形で行政手続条例に基づいて行っていくこととなります。

○秋元委員

その手続に従って行政処分をしていくと、不利益処分をしていくということなのですが、まず当然前提として、現在、違法状態で係留している船をよけると、どこせると、まずは第一段階として。そういう手続の方法をとっていくということでのいいのですよね。

○(産業港湾) 港湾室長

現在のところでは、あと受るとか取り消すという以前に、今やっているのは、これは行政指導の一つだと思

ますが、まず船を護岸につける際に、係船環を設置しなさいということを行っています、条件としておりますけれども、これを実行していないということで実行しなさいという趣旨で行政指導を行っている状況です。御質問にありましたように、その結果、実際にもうつける気がないとかということになりますと、今言いましたように、最終的には処分という形になるかとは思うのですが、その処分に当たって、今、委員が言われたように、今の場所からどこか別の場所に移っていただくということで処理する場合もあろうかと思えます。

○秋元委員

事業者の方はきのうもいらっしゃってましたが、今までに船を一度だけ移動したというふうに伺っていますけれども、その後ずっと係留し続けている理由は聞いていますか。これが一つと、あと、今、違法状態で車どめにUフックをつけている状態ですが、これは当然外してもらうのは当たり前ですけれども、原状復帰していただくと、車どめももとおりに戻してもらうということでいいのですよね。それと、今、行政処分を進めていくということでしたけれども、一般的に口頭での注意から始まり、書類での行政指導なりがあると思いますが、一般的には案件によっても違うのかもしれませんが、どのぐらいの期間で最終的には処分をするような状況になるのでしょうか。3点伺いました。

○（産業港湾）港湾室長

3点ありましたが、まず1度だけ船を移動したことがある。その事実につきましては、一度動かしたということ聞いておりますけれども、その後ずっと現在も泊まっている。その理由はあくまでも私ども一応場所については使用を許可しておりますので、いわゆるそこから動かなくていいということでの継続的に係留しているということと承知しております。

それから、Uフックの件といいますか、車どめにフックですが、委員おっしゃるようにUフックを取り外し、車どめを原状復帰していただくということで、私どもは早く取り外していただきたいということでの指示をしているところでございます。

それから、行政処分にかかわる段階的ということ、今、口頭での行政指導をしているわけなのですが、これを文書によって指導するというほうにしていくことになるわけなのですが、このままいけばですね。ただ、その処分が下るまでの期間というのは、やはりできるだけ早くというのが行政手続法でもありますので、期日につきましては明言できませんが、そういう処理の中でやっていくのがベストだろうというふうに考えております。

○秋元委員

業者の方が一度係船環、係船柱をつける届け出をしていますけれども、取り下げていらっしゃいますよね。この理由というのは、何なのでしょうか。きのうも事業者の方おっしゃってました。一度届け出したけれども、取り下げたというようなお話をされていましたが、この理由は何なのかということですね。

当然、車どめの原状復帰というのは、当然穴あけているものですから、それを外せばいいということではなくて、そういうのを新しい物につけかえてもらうということになるかと思えますけれども、そういう認識でいいのですね。

○産業港湾部参事

1点目の係船環の申請をしたということは、そういう事実はございません。まだ係船環については……

（「つけるという届け出はしなかったの」と呼ぶ者あり）

届け出はまだされてございません。

それと、車どめの原状復帰の方法でございますけれども、具体的にこういう方法で修理をしたいということが示された段階で、機能として同等のものが確保できるのか、そういうただの修繕だけで機能が確保できないということであれば、新しいものに交換、新しいものというか、車どめ全体を交換していただくということになるかと思えます。

○秋元委員

先日いただいた資料の中で、5月25日ですね、5月12日付申請の工作物等施工許可申請書と港湾施設占用許可申請書の取り下げ届けの提出があったということで受理されています。きのう業者の方が一度つける届け出をしたのだけれども、申請をしたのだけれども、取り下げたというふうにおっしゃっていましたが、この工作物というのは、その係船柱をつけるというそういう届け出だったのではないのですか、違うのですか。

○（産業港湾）港湾室長

ただいまの御質問でございますけれども、最初に船をつけたいということで、当時といいますか、今も斜路の状態になっているのですが、そののレールのところにH鋼のような鉄のくいを打ちたいという申請はございました。これにつきましては、やはり漁業権があそこに設定されているということで、やはりそれはまずいだろうということで、業者から取り下げがされております。

○秋元委員

今泊めている護岸に、係船柱、係船環をつけるという指導はしたけれども、業者としてはそういうつけるという意思はないということでもいいのですか。

○（産業港湾）港湾室長

今、私、説明いたしましたのは、レールのところにくいを打つということで、係船環につきましては、私どもは自前でつけてくださいという指導をしているのですが、なかなかつけないと。

（「それ護岸ですよ」と呼ぶ者あり）

それは護岸ですね。係船環につきましては護岸に係船する上で、係船環を事業者でつけるということでの条件でございますけれども、それについて今のところ、つけていただいていないということで、つける意思があるかないかと言われると、何とも言えませんけれども、今はそういう状態であるということです。

○秋元委員

きのうも話したのですけれども、現時点で、事業者の方が対応をされていないと、Uフックも外さないし、ほかの方法での係船の方法もとっていないということで、小樽市港湾施設管理使用条例第7条第1項第3号で許可を取り消せるのに、その手続をしないのはなぜかというお話をきのうさせてもらいましたけれども、きのうも話したように、もう4カ月がたっていて、口頭での指導、注意にも従わない状況が続いています。港湾管理者としての小樽市が違法の状態だという認識があるにもかかわらず、法的処分をしないこの理由について、もしその法的根拠があるのであれば、その法的根拠を示して、こういう理由があつて処分しないのだということを説明していただけますか。

○（産業港湾）港湾室長

港湾管理者として法的に許可を取り消すと、そういうことの処分できない根拠、これにつきましてはございません。

○秋元委員

できないではなくて、しない、小樽市がしない根拠ですね。

○（産業港湾）港湾室長

しない根拠です。

○秋元委員

それで、根拠がないということで、だから私はもう4カ月もたっているのですから、ましてやその4回も指導しているにもかかわらず、指導にも従わないのですから、しかるべき法的手段をとってはどうかというお話をさせていただいたのです。

行政手続法に第36条の3で、「何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき

処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思慮されるときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。」と記載されています。ドリームビーチは、あれたしかコンプライアンス委員会から指導があったかと思いますが、今回は行政手続法にのっとって、市民だったりまたはその漁業者やまた組合関係の方々から、なぜ処分をしないのだというお話を私は聞くのですけれども、この法にのっとって、万が一その処分を求められたときに、小樽市としてはどういう対応をするおつもりですか。

○産業港湾部参事

行政手続法の第36条の3の今お話だと思いますけれども、第3項において、申し出があった場合は必要な調査を行いということで規定されてございますので、必要な調査を行って、その結果に基づいて必要があると認められるときには処分をしなければならないということで、まずは市長が調査を行いたいというふうに考えてございます。

○秋元委員

まず必要な調査は、もちろん当然なのですが、もう既にこれだけ議論されていて、市でも状況というのはもう十分に把握されているのですね。その上においても、また新たに市民の方だったり、そういう方から処分をしてほしいと、違法状態ですと申し出を受けないと、市としては対応しない、そういうことも考えられるのでしょうか。

私は、ですから、きのうからまずは法に基づいて、のっとってしかるべき手続を進めてくださいと言っているのですけれども、これはほかの方から言われないと動けないということは当然ないのですよね。

○産業港湾部参事

きのうもそういうお尋ねがあって、私からお答えをしておりますけれども、今までも何度も指導してございますので、これからも先ほど行政手続法の話もさせていただきましたけれども、段階を踏んで手続を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○秋元委員

私は、許可の仕方についても非常に問題があったと思いますし、今の状態も違法状態だというふうに思っています。許可については今議論しませんけれども、大変な問題があったというふうに私は認識しています。これまでほかの方も議論してきたとおり、やはり市として分区条例に基づいて許可したといいますけれども、分区条例の文言を解釈から逸脱した捉え方をして許可をおろしているというのは、これ誰がこの条文の文言を見ても明らかではないかなというふうに思います。

話を進めますが、きのう現地に行って漁師の方からもお話を伺いましたけれども、あそこに事業者の方が砂を運び入れているというお話をされておりました。実は、漁師の方からも既に海にその砂が流れ込んでいるというお話を伺っているのですけれども、まず、市としてこの状況は聞いていますか。

○（産業港湾）港湾室長

お話は聞いております。

○秋元委員

これも、後々砂が海に流れ込んで、あそこはきのうもお話したとおり、岩場というのはちょうど船のあたりしかないわけで、砂が流れ込んでどんどん浸食していくと岩場もなくなってしまうのですよね。そういうことで非常に心配しているのですけれども、この経過を見ても、5月19日、事業者の方が前浜の砂が巻き上がらないようにするために擁壁を設置しているということで、きのう私も見ましたけれども、それはあくまでも、もう少し陸域といいますか、休憩所のほうに砂が巻き上がらないようにという多分考えだったと思いますけれども、そういう設置のされ方をされていて、海のほうに流れ込んだりとか飛ばないようにという対策はされていなかったのです。ここも指導なり改善してもらわないとならない部分ではないかなと思いますけれども、どうですか。

○産業港湾部参事

きのうも我々ももちろん現地を確認して、そういうお話も聞いてございますので。ただ、今回の砂を盛ったという行為は、実はいろいろな法律の手続をしなくてもできる行為だったものですから、なかなか我々もそういうことまで、行為が終わるまで把握できなかったというところが実情でございますので、そういう形で漁業者の方に御迷惑がかかるようなことがあれば、それはすぐにそういうことが起きないように手立てをとるようにお話をしていきたいというふうに思っております。

○秋元委員

話というよりは、これ指導しなければ後で大変な問題になりますよね。もう一つ、これもきのう漁師の方が言っていたのですが、斜路のところにアンカーを打ち込んで、今係留している船とロープで結んでいるんですね。それで船が通れないということで、船にそのアンカーを打つこと自体も、これ勝手にできないのではないかなと。斜路の海の部分ですね。勝手にアンカーを打ち込むことができないのではないかなと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）港湾室長

岸壁ですとか護岸とかにいわゆる係留する場合に、特に小型の船というのは、きのう見られたように、漁港への漁船の泊め方もそうなのですが、やはり岸壁から船を挟んで外側ですね、にいわゆるアンカーを打ち込んで係留しているのが一般的な泊め方にはなっていないのです。それによって、船の航行に支障が出るということに関しては、確かにそれは事実として出てくるのかと思いますが、それについての、私どもがそれを禁止するだとかいうことにつきましては、今のところそういう根拠になるようなことは、今のところ持ち合わせておりません。

○秋元委員

これも非常に漁師の人たちが問題にしていた一つなのですよ。だから、やはり問題がたくさんあるのですよ。

次に行きますが、今回陸域で飲食また物販もされるということで、保健所また水道局にいろいろな許可の申請をされていると思いますけれども、きのうですね、本当は質問する予定でしたが、できなかったのも、きょう確認していただくように伺ったのですけれども、まず保健所への飲食店の営業許可と、また水道局に出されている使用の申請書について、現在どのような状況になっているのか、伺いたいと思います。

○産業港湾部参事

保健所と水道局に確認をいたしましたので、聞いたことについて報告をさせていただきますけれども、保健所からは事業者から食品衛生法に基づく飲食店営業の許可申請が提出をされていると。施設が整った時点で事業者から保健所に連絡があって、それに基づいて保健所で現地調査をすることになっているということで、事前の打ち合わせがされたようでございますけれども、事業者からは施設が整ったという連絡が今のところないということで、必要な現地調査は今まだ行っていないというふうに聞いてございます。

水道局では、給排水に関する承認工事という申請が出されておりますけれども、現地において検査をしたところ、申請があった給水管が一部未接続であったということで、全体として保留になってございます。ただし、施工済みの施設については、材質、構造、水質について合格している分については、その施工済みの施設の合格している分については使用を認めているというふうに、それぞれの保健所、水道局から聞いたところでございます。

○秋元委員

営業既にされているのですけれども、飲食店の営業もまだ許可されていないと、また水道の許可申請についても一部まだ許可されていない部分があると。全く何ていいますかね、もう営業は全て整った上で営業できるものだと私は一般常識的に思いますけれども、そういう状況ではないということが改めてわかって、どう考えてもやはりしるべき対応というのはしなければ、ほかのやはり方々に示しがつかないと思いますよ。

それで、やはり最初の話に戻りますけれども、最初の話といいますかね、私は一般質問のときにも話しましたけ

れども、やはりドリームビーチのことが非常に気になるのです。ドリームビーチについては、あの違法状態の海の家を除却するまでは、使用許可といたしますか、それにかかわる建築基準法の許可とかそういうものはされなかったわけですけれども、今回は余にもずさんといいますか、不適切といいますか、そういう手続の許可の許認可が続いているという状況で、やはりドリームビーチ、またほかの市民の方々に、こういう状況は説明できないのではないかなというふうに思うのですけれども、まずどういうふうにドリームビーチの件と今回の件を整理されているのか、どなたか答弁できたら伺いたいと思います。

○産業港湾部参事

ドリームビーチについては、これは長い間といいますか、長期間にわたって違法状態が続いていたという意味で、これは市で指導したということで承知してございますが、今回については一部不的確な部分があるのは事実でございますけれども、それについて4カ月もたっているのという言われ方をされるのかもしれませんが、そういう意味でドリームビーチと今回の案件は少し異なるのではないかなというふうに考えてございます。

(「そんなもの問題じゃないだろうが」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

そういうふうに言って、市民の方もドリームビーチの方も納得はされませんよ。だって、確かにドリームビーチの件については、私も反省する部分はたくさんあったと思います。わからなかったわけですからね。それはやはりしっかり自分自身も注意しなければならないな、気をつけていかなければならないなという上に立って、今回、質問していますが、そういう部分でも長く続いていたからというふうに先ほど言われましたけれども、今回のこの違法状態というのは、やはり森井市長になられてからの状況ですから、市長が判断すればどうにでもなることですよ。まずは、全ての状況をクリアしてからでないと言えないというふうにするれば、何の問題もないと思いますよ。まだ飲食物店の状況も整っていない、水道の状況も一部整っていない、ましてや係留施設についても全く無許可で違法状態だと、このような状態で事業者の方が営業されているのですよ、オープンしているのですね。これも不思議でなりませんよ。市民の方にも説明はつかないと思います。

(「最初から今までのがおかしいだろうが」と呼ぶ者あり)

ですから、やはり法にのっとって速やかに対応されるべきだと。それ以外にもう方法はないのですよ。幾ら法にのっとってやりましたと言っても、今聞きましたけれども、申請が、許可おいていないものもあって、ましてや違法状態の係留の状態も続いている、漁師も困っている、何も考える必要ないのですよ、迷う必要もないのですよ。すぐに行政指導なり行政処分なりしなかったら、これ後でほかの方々に言いわけが立ちませんよ。いかがですか。

(「もっと大きい問題になりますよ」と呼ぶ者あり)

○市長

今、秋元委員から、市長が言えばどうにでもなるという表現がありましたけれども、それは私は間違いではないかというふうに思っております。許可におきましては、申請に合わせ、それに伴い原部で、その適切な対応であればそれを許可するというのが、いわゆる法にのっとって取り組むということでございます。それをねじ曲げて、私がどうにでもできるなんていうことにはなり得ないというふうに思っておりますので、やはりそれはそれぞれの担当部において、その申請に合わせて行っていくことではないかというふうに私は思っております。

そして、許可においては、それぞれの所管に伴って、それぞれ提出をされているのかと想像するところでございます。港湾室に、港の利用許可ということで最初は申請されているかと思っておりますけれども、それが出たらそれに基づいてそれに伴う業務を行っているでしょうし、また建物においてその建築における許可が通れば、その後において先ほどお話があった保健所であったりとかまた水道局であったりとか、それらに対しての申請をし、最終的にそれが届け出がなされたら、その事業に対して動き始める。それをどのように進めるかはやはりその許可のタイミングに合わせて事業者それぞれの方々の判断であろうというふうに思っておりますので、全部を港湾の許可ができた

から、ほかのことも一斉に全て進めるというようなところであれば、それはかなり乱暴で理不尽なことかというふうに思いますけれども、その許可に合わせてそれぞれの施設を少しずつ稼働させるというのは、経済の中で経営者の中における判断としては、起こり得ることなのかというふうに思っておりますので、その許可に合わせて、現行においては保健所に伴う申請等を進めているところでしょうから、それがなされた上でそれを業務として行っていく、それは経営者なりの考えのもとで行われることなのかと、私自身は思っているところでございますので、今ひとくくりで秋元委員は御指摘だったようですけれども、それぞれの考え方があるのではないかと思います。

○秋元委員

ドリームビーチの方々もそれぞれ考え方があるのですよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

あの方たちもいろいろな考え方を持って商売されている方々ですよ。

(「それは違うかもしれないですね」と呼ぶ者あり)

違う話ではないですよ。なぜ、あの人たちはだめで、今回の方は事業者はいいのですか。先ほど原課、原部の方が行政指導に向けて手続を進めていくというお話しされていましたが、市長もそういう考えでよろしいですよ。ここ確認させてください。

○市長

今の件については、Uフックの件についての御指摘かというふうに思っております。それについては、先ほど来担当からもお話ありますけれども、やはりその不適切な状況においては改善を図っていかねばならないというふうに思っておりますので、今、答弁、担当からさせていただいておりますけれども、それにのっとって行うことになるだろうというふうに思っております。

○秋元委員

終わりますけれども、行政指導の方向に進めるということなのですよ、市長。あなたが判断すれば動き出すというのは、そこなのですよ。原課の方、原部の方が動けないのはそこなのですよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

市長が今の状況を見て、不適切だから指導しなさいと。長い間、不適切な違法状態が続いているのだから、しかるべき法にのっとって手続を進めてくださいと言ったら、すぐ進むのですよね。

(「そうだ。自分に責任あると言ったでしょう」と呼ぶ者あり)

市長は何かこういうことになるとすぐ原課、原部にさじを投げますけれども、こういうときの判断というのは求められるのですよ、市長。それは現場任せではだめなのですよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

現場の方々が手続を進めると言っているのですから、これを進めてもらわないと、森井市長がまた何か原部、原課の方におっしゃって、手続とまっているのかなと判断せざるを得ないのですよね。原部、原課の方と議論をして違法状態だ、そういうことを言っているわけですから。それなのに、原部、原課の方が手続できないというのは、ほかの何か要因があること以外に考えられないです、私は。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

手続を進めると先ほど言ったのですから、もし、疑問でしたら、後で総務の方なりに反訳メモなりをつくってもらって確認をしてください。だから、しっかり話は聞いていたほうがいいですよ。原部の方々もしっかり答弁されていますから、市長が一番話を聞いて理解をしてくれないと、全く議論が進みませんので、ぜひ一日も早く漁業者の方と会って話をさせていただいて、改善してください。それでないと、本当に市役所まで、逆に漁師の方々が来るようなことにならないようお願いしたいと思います。

○（産業港湾）港湾室長

先ほど、行政手続条例に基づく不利益処分の段階的な流れと申しますか、それについて御説明させていただきましたが、現段階ではまだ行政指導の範疇で、この不利益処分の手続をすれば、こういう段階になるということをお説明させていただきましたので、御了承ください。

○秋元委員

そういう後から言われると困るのですけれども、苦しいではないですか。だって、行政指導して現状見て、行政指導だけで終わるわけがないのですよ。行政指導というのは、既にもう何カ月も前にやっていたらならない手続で、それをされていないのですから、速やかに指導も、そして、場合によっては、不利益処分だつてしなければならぬのですよ。もう検討したりする時間は既に過ぎておると思つてますし、原部、原課の方々、それは一番よくわかっていると思つてますよ。あとはやはり市長がうんと言えれば進みますので、進まない限り、私は市長が何かを言ったのだなというふうにおもつておるのです。

○市長

何かその最後の表現というのは、無理やりそのようにしむけられているようにしか私には聞こえませんが。

（「そのように聞こえたのですか」と呼ぶ者あり）

そのように先ほど来から答弁をしているように、原部においては、今後において処分等も含めて取り組んで行くということで、もうお話をしておりますし、私自身がそれに対してとめるとかより進めるとかというふうな表現をする問題ではないと思つております。重要なことは、それに伴って、その業者の方々に改善をしていただけるように、行政としてその取り組みを行っていくことが重要だというふうにおもつております。

あともう一点、今のお話の中で、漁業者の方々に対してのお話、先ほど最初に再開のときに、現状については私は産業港湾部港湾室のお話しされていたことに対して、私自身はもう既に認識していたところでございます。しかしながら、その中で、それが具体的に細かくそれぞれでどのような観点で困っているのか、それについては把握できていないというお話をさせていただきました。

今、秋元委員がお話しされていたように、私としてもやはり漁業者の方々から、そのような観点についてお話を聞かなければならないということは、先ほど来からずっと答弁させていただいておるところでございますけれども、その中でいろいろと情報収集であったり状況を確認した上で、何度もお話ししておりますが、その事業者の方々と漁師の方々がお互い良好な関係でお互いの業務を阻害し合うことなくいい関係になっていくことが、これからの調整として必要なことだと思つておりますので、その観点において漁師の方々に対してもお話を聞いていきたいというふうにおもつております。

○秋元委員

市長が事業者に言えばすぐ改善できるのですよ。市長、言えないだけでしょ。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

ここで皆さんにお諮りをいたしたいのですが、本来であれば休憩をこの時間でとることになっておりましたけれども、時間が大変経過しておりますので、このまま質疑を続行してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

よろしいですか。それでは続行することにいたします。

ここで、市長、副市長が退席をされますので、しばらくの間お待ちください。

（市長、副市長退席）

○委員長

それでは、共産党に移します。

○小貫委員

◎高島漁港について

そうしたら、議論の継続性というものもありますので、その高島の漁港の問題からまずいきたいと思います。

それで、まず、秋元委員の質問で漁業権と船の問題で、停泊している船はほかにもあるという話なのですけども、停泊ではなくて、漁業権のある水域、港湾区域内ですけども、水域で、船舶による占用許可、これ出している例というのはどのぐらいあるのですか。

○（産業港湾）管理課長

我々が把握しているものでは、漁業権が設定されている範囲で占用許可をとっている者はございません。

○小貫委員

そうすると、それは高島のところを含めてということですか、そうではないですよ。

○（産業港湾）港湾室長

今、管理課長は、占用許可に限ってないということで答弁いたしましたが、いわゆる今回と同じように登録という形で物揚げ場ですとかに、いわゆる係留させている…

（「占用許可、占用の話をしているのですよ」と呼ぶ者あり）

あくまでも占用ということによろしいですか。

（「今回一応水域の占用許可出しているのですよね」と呼ぶ者あり）

占用許可ということであれば、ございません。

（「で、高島は」と呼ぶ者あり）

○産業港湾部参事

小貫委員の質問だと船舶の占用ということで、高島も船舶の占用ということでは許可をしてございませんで、水域の水面の使用で浮き桟橋について占用の申請が出ていて、それについて許可をしているということでございます。

○小貫委員

そうしたら、その浮き桟橋を含めると、どうなのですか。漁業権の設定しているところで、占用許可を出しているというのは。

○（産業港湾）管理課長

占用許可については、ございません。

○小貫委員

それで、要は疑問なのは、先に漁業権があって、その上にかぶせるように、何であれ占用許可を出すということが、これは法律上認められているのかどうなのか、その辺はいかがなのですか。

○産業港湾部参事

今回の水域の占用につきましては、港湾法第37条に基づいて、第37条2項で著しい支障のない場合ということで、今回、港湾施設管理使用条例の第3条第1項で使用を認めて、占用を認めております。

○小貫委員

漁業権のあるところという限定で聞いているのですから、漁業権というそういう権利がある上に乗せるのはどうなのですかということを知っているのですよ。

○産業港湾部参事

漁業権というのは占用権ではございませんので、上下関係にあっても、それについてはだめだという規定はござ

いません。

○小貫委員

いや、法的にどうなのですか。それ、私、一般的に認められるかどうかという単なる疑問があるから聞いているのですけれども、それが法的に大丈夫ですという規定がどこにあるのですか。

○産業港湾部参事

許可できるという規定はございません。

○小貫委員

それで、やはり漁業者が既に持っている権利の上に、これ市民同士というのだったらまだ官が市民ですという話があるのですけれども、間に市が入って認めた形をとっているというところに、私は問題点を感じると思うのですけれども、市の問題認識としてはどうなのですか。

○産業港湾部参事

市の認識としては、港湾法に基づいて著しい支障がないということで、今回水面の占用について許可をしたというところでございます。

○小貫委員

それで、水面の占用について許可を出しているということなのですからすけれども、なぜでも今まではそういう許可というのはなかったのでしょうかね。

○産業港湾部参事

何でなかったかということでございますけれども、普通、係留場所があれば直接係留するわけでございまして、別に浮き桟橋とかがなくても係留できるところは直接係留すると。ただ、漁業権はございませんけれども、小樽運河クルーズについては、浮き桟橋に設置をして、今、航行してございますので、運河クルーズについては、水面の占用という手続はとられているということでございます。

○小貫委員

だから、結局、係留できるところと係留できないところはしっかり分けているということなのだと思うのですよ。だから、改めてそういう申請が必要なかったと思うのです。

そこで、今回、問題となっているその船が係留している手続について、改めてこの間も議論になってはいますけれども、法的根拠について説明してください。

○委員長

どなたがお答えになりますか。

(「そんな難しい話、してないよ。さっきも何か言ってなかった」と呼ぶ者あり)

○産業港湾部参事

きのうの予算特別委員会で訂正をしてございますけれども、護岸は係留施設ではありませんけれども、船舶の長さや喫水などと護岸の延長や前面の水深など、一定の要件を満たせば、管理者の判断で使用が可能となるということで、昨日お答えしたとおりでございます。

○小貫委員

それはどこに法律に書かれているのですかという問題です。法的根拠を聞いているのです。

○(産業港湾) 港湾室長

今、護岸につけることができる法的根拠はございません。ただ、私どもの港湾施設管理使用条例の中で、護岸を対象にいたしまして係留することができる旨の許可の条項がございますので、これに即して港湾管理者として護岸にもつけさせることができるということを根拠にしております。

○小貫委員

条例というのは、必ず法律の範囲内で定めるという話ですよ、地方自治法上。だから、その上の法律は何ですか、これ安齋委員もたしか聞いていたと思うのですけれども、その上の法律は何なのかという話です。

○（産業港湾）港湾室長

確かにあくまでも港湾法に基づいて、私どももこの条例を制定しているわけなのですけれども、先ほども参事から説明いたしましたように、護岸につきましては一定の要件、いわゆる水深ですとか延長だとかというのは船の条件と合えばつけさせることができるということで、これまであくまでも国の所有する護岸なのですけれども、そこにも船舶を係留させているということで、国からの許可を得てその護岸に市で船舶を係留させることを許可しておりますので、国ができるということで、市が所有する護岸につきましても一定の要件が整えば係留が可能であるという措置をとっている次第です。

○小貫委員

いや、それ、だから、法律の名前があるでしょう、許可が必要なのだから。私、法的根拠と聞いているのですから、しっかり。

○（産業港湾）港湾室長

法的な根拠はございませんが、あくまでも前例です。

○小貫委員

国が認めるのだから、必ず法的根拠があるのですよ。それは皆さんのほうがよく御存じでしょう。

それで、その問題は私の見解は後でまた言いますけれども、そのほかに、今回の件以外に、護岸に係留を認めている船舶の数、これについてどうですか。

○（産業港湾）管理課長

現在、護岸に係留を認めている船舶の数なのですけれども、6隻になります。

○小貫委員

6隻認めていると。これは主にどこの護岸なのですか。

○（産業港湾）管理課長

第1期運河の護岸とあとは港町護岸というところになります。

○小貫委員

それで、護岸とは何ぞやという話だと思うのですよ、私はね。港湾施設管理使用条例の話がありましたが、ここにもありますけれども、港則法があります。港則法第9条、何て書いてありますか。

○（産業港湾）管理課長

申しわけありません。港則法はきょう持ってきておりません。

○小貫委員

海上保安庁の説明文によると、条文をそのまま読むと面倒くさいので、みだりに係留することを禁止していると、港則法第9条、こういうことは禁止されているという話があるのですよね。それと、港湾法上、これは護岸施設は外郭施設となっているはずなのですから、この港湾法上どういう解釈でやはり可能なのかというのは先ほども明らかにされませんでした。

もう一つが海岸法、海岸保全施設について、どのように定義されているか説明してください。

○（産業港湾）管理課長

海岸法第2条になりますが、これ定義が書かれているものなのですけれども、条文を読ませていただきますが、「この法律において「海岸保全施設」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもの）」となってお

ります。

○小貫委員

それで、今言っていたように、海岸法上はしっかり、要は海岸を保護するためのものなのだと、要は国土を守るために護岸というのはあるのですよという規定ですよね。それで、問題は小樽港の港湾区域の海岸管理者というのは誰になるのですか。

○（産業港湾）港湾室長

小樽港の港湾区域の線がございますが、平磯岬から高島の茅柴岬を結んだ線から陸側が港湾区域になりますが、その陸側の海岸線につきましては、港湾管理者の管理になりますので、いわゆる海岸法上の管理者というのは、その区域につきましては港湾管理者ということになります。

○小貫委員

つまり港湾法上も海岸法上も護岸の管理というのは港湾管理者であって、かつ護岸というのは係留施設ではないという規定だと思うのですよ。だから、私はこの港、海の問題に取り上げる法律上、結局根拠がないのですよね、港湾施設管理使用条例の。根拠があるとしたらですよ、行政財産の使用、地方自治法第238条の4第7項ではないかと思うのですけれども、これについてはどう思いますか。

○（産業港湾）港湾室長

今その条文につきましてはわからないのですが、多分行政財産の目的外使用かと思うのですが、もし目的外使用だとすれば、まさに目的外使用ではないかと思います。

○小貫委員

だから、私は、あの条例が、室長きのう答えていましたけれども、物揚場と護岸は別々なのだという見解ではなくて、あくまでもこの地方自治法上の法的根拠をもとにして、あそこの分はつくったのではないかと私は思うのですよ。それで、ただ問題は、そうしたらこの行政財産の使用が第238条を根拠にする場合は、港湾施設管理使用条例ではないはずですよ。

法律は別になりますけれども、地方財政法上こういった行政財産の管理、財産の管理はどのように規定されているか説明してください。

○産業港湾室参事

大変申しわけございませんけれども、行政財産等の管理については、今、資料を持ち合わせてございませんので、お答えができないところであります。

○小貫委員

なるべく質問時間を削りたかったのですけれども、地方財政法第8条に、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」、護岸ですから、係留することではないですよ、最も効率的な運用というのはね。やはりどこから見ても法的根拠がないのですよ。

私は行政財産であるから、地方自治法の適用でないかという話をしましたけれども、そうなると、条例が結局小樽市財産条例に基づく手続ということになると思うのですよね。違いますか。でも、私の見解ですから、仮に地方自治法が適用になるとすればですけどもね。

○産業港湾室参事

我々先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、管理使用条例に基づいて、今回、物揚場護岸として、物揚場護岸が護岸の届け出の申請を受け付けて許可しているということでございます。

○小貫委員

それで、その場合に、そうやって言ったのですけれども、結局、護岸を先ほど管理者の判断で使用できるのだと

というような話がありましたが、使用できるという言葉と係留できるということは、また別だと思うのですけれども、どちらなのですか。

○産業港湾室参事

使用と係留ですか。船舶の場合一般的には係留という言い方をしてございまして、その使用ということは例えば浮き桟橋でとか、何か船以外のものが使用という言葉を使うのかもしれませんが、一般的に船については、今、係留というのが一般的かというふうに思っております。

○小貫委員

係留が一般的だけれども、でも、それについて法的根拠がないという状態だと思うのですよね。そうすると、護岸が係留施設ではないと。条例ではそう書いてあるけれども、法的根拠はないという話になった場合に、何でそうしたらその護岸というのを、わざわざ護岸しておくのでしょうか。係留施設というふうに港湾計画上すれば、話が早いと思うのですけれども、護岸を係留施設として使用する、使用し続けた場合に、港湾計画の変更というのは必要ないのですか。

○（産業港湾）港湾室長

護岸を係留施設として使う場合、やはり扱いといたしましては、暫定的な措置として使っているという解釈になりますので、いわゆる港湾法的に考えますと、そうすると承知しているのですが、そういった暫定的に使用する場
合については、港湾計画での位置づけということは、もしくは変更ということは必要ないというふうに承知しております。

○小貫委員

先ほどの話に戻るのですけれども、それは護岸を使用する場合というのと係留する場合違うと思うのですよね。係留をできないのですよね、条例は外して法律上、護岸に係留はできませんよね。その確認です。

○（産業港湾）港湾室長

確かに護岸の概念からしますと、係留を目的としたものではございませんが、先ほども御説明しているように、一定の要件がそろえば、あえて言いますと、暫定的な措置として…

（「いや、法律上という話ですよ」と呼ぶ者あり）

はい、法律上は護岸にはできるとはどこにも書いておりません。

○小貫委員

法律上できないけれども、先ほど言っていたのは、国が護岸に認めていたからとか、管理使用条例にそうやって書いてあるからという話なのですよ。でも、あくまでも、何度も言うように、条例というのは法律の範囲内という話ですからね。今後その条例というのは、そのままにしておくつもりなのですか。

○産業港湾室参事

今、法的な根拠がないということで、それはわかっていることですが、小樽市の条例に不備があるとすれば、それは直していく必要があるというふうに思っております。

○小貫委員

不備があると思いますか。

○産業港湾室参事

条例に不備があるというふうには思っておりません。

○小貫委員

その不備がないとするのだったら、堂々めぐりになりますけれども、法律の範囲内で定めていると、その上につながる法律があるということですね。そうしたらそれを示してください。不備がないと言ったのだから。

○産業港湾室参事

不備があるというふうに思ってごさいませんが、先ほど言ったとおり不備があるとすれば、そういうのは直さなければならぬと思っていますし、ただ、今回の分については、上位法というのでしょうか、上位法での護岸に係留ができるという定めがごさいませんが、先ほど言ったとおり一定の要件を満たしたものについては管理者が…

(「それは法律に書いていないのですよ、そういうことは」と呼ぶ者あり)

管理者が使用、係留を認めるということのうち条例に書いてありますので、それで係留を認めているというところでごさいます。

(「何言ってるの」と呼ぶ者あり)

○小貫委員

だから、認めると書いてあるのは、法律にはどこにも書いていないわけですよね。わざわざ外郭施設と書いてあるの、港湾法では、係留施設は別枠がきちんとあって、そこには書かれていないということなのですよ。小樽港要覧ありますよね、ここに小型船係留施設とあります。ここに護岸が入っていますか。

○委員長

どなたがお答えになるのですか。

○(産業港湾) 港湾室長

この係留施設の中には護岸はごさいません。

○小貫委員

そうしたらやはり係留できないではないですか。

○(産業港湾) 港湾室長

この要覧の中には、そういう係留施設の区分では載せていませんが、護岸の中で係留を認めているということでごさいます。

○小貫委員

私、今回、高島だけの問題を取り上げているわけではなくて、法にのっとって条例をつくって、その条例がやばいのではないかなというときは、きちんと市が自浄能力を発揮して改める必要があるのではないですかという、至極当たり前のことを言っているつもりなのですけれども。法的根拠はない、でも条例に書かれているからオーケーなのだ。その条例は法的根拠がなくても不備がないのだ。不備がない限りは改めませんと。やはりおかしいと思うのですよね。

それで、やはりきちんと運河護岸という表現だとか、物揚場護岸という表現は、明らかにおかしいわけですから改めるべきだと、法的根拠も明らかにすべきだというふうに思いますが、どうですか。

○産業港湾室参事

先ほどもお話をしましたけれども、不備があるとすれば、それは改善をしていかなければならないというふうに思っています。

○小貫委員

不備があるのですよ、明らかに。それは参事もわかってはいると思っていますけれども。

あのですね、この問題を、どうやって解決していくかということが、秋元委員からも相当水は向けられていたが、なかなかぴんと来ない回答があるのですけれども、まずこのそこに係留している許可を取り消す場合、どういう手段が必要なのか説明してもらえますか。

○(産業港湾) 港湾室長

許可を取り消す場合の手続でごさいますが、先ほど行政手続法に基づいた処分の仕方ということでの一連の流れ

になっていくかと思えます。

○小貫委員

それしかないのですか。

○（産業港湾）港湾室長

私どもでは、そういう手続を踏んで許可を取り消すといった場合には、行政手続法の不利益処分の仕方、いわゆる聴聞等を行った上で処分を行うということになります。

○小貫委員

漁業者は、今、現に困っているという話がありましたけれども、船を、まず解決するまでの問題、まず一時緊急避難的に、それこそよけることは可能なのですか。

○（産業港湾）港湾室長

今、つけている船がつける場所があれば可能になります。

○小貫委員

ないのですか。

○（産業港湾）港湾室長

ないわけではございませんが、これまでもこっちはどうですかというお話ししているのですけれども、事業者からはそこはだめだということで折り合いがつかないのが実情です。

○小貫委員

あるということですね、まず問題なのは、解決が長引けば長引くほど困るのは漁業者なのですよ。

だから、話し合いがつかずの間ね、先ほど市長は、原部の判断に任せますという話をしました。都合の悪いことは、ぼんと投げられたという感じなのですけれども、そうなれば、まず原部で判断すればいいのですよね。これから漁業者と話し合いをすると。ただし、今聞いた話だとあしたの話になりそうにないから、あした、まず事業者にとって、とりあえずまだ話がかからないので、こっちにどけてくれと、その間に漁師に漁をやってもらってね、そういうことできないのですか。かなり譲歩しているつもりなのですけれども。

○産業港湾室参事

今そういう提案ができないかということであれば、提案は前からもしてございますので、また違う場所を含めて検討して、事業者のほうに移動するよということ、話し合いといたしまししょうか、申し入れをしたいというふうに思っております。

○小貫委員

だから、根本的には護岸に認めてしまうからそういうこんな話になっていると思うのですよね。だから、本当はあそこでやるべきではないというのは私の思いですけれども、ただそうは言っても、話し合いの途中だと、指導の途中だと言うのだから、まず一時的にきちんとよけるように、それは早急にやるべきだと思いますが、この件についてはさらに取り組んでいただけるのでしょうか。

○産業港湾室参事

先ほども、私からもお答えをいたしましたけれども、漁業者の皆さんが非常にお困りだという状況がまずありますので、できるだけ早い期間に漁業者の方とお話し合いをしたいというふうに思っております。

○小貫委員

だから、できるだけ早いというところで、日程を設定していればしているだけ時間経過していくので、だからその前に、まず冷静な話し合いになるためにも、きちんと事業者に移動しなさいと、ここは本来つけてはいけないところなのですからということも含めて、きちんと言うべきだと思います。ただ、これ堂々めぐりになると思いますので。

この間、今、議論の中で、港湾室に漁業の状況どうなのだという事、質問やりとりありましたが、根本的には

水産課が押さえる問題ではないかなと思うのですが、水産課としては何も押さえていないのですか。

○（産業港湾）水産課長

この今までのこの事実というのは、漁協なりから聞いて内容的には知ってはおります。

○小貫委員

この高島漁港の問題については、港湾室を含めきちんと押さえてほしいのは、議会の全会派が、無所属はどうか分からないですけども、議会全会派がやはりよろしくないと思っているのですよね。それを正式に議会の場で述べているわけですから、やはりこの意味というのをきちんと深く捉えていただきたいと。その上で市長と協議して解決に当たっていただきたいと思います。これは答弁をもらおうとややこしいので、次に進みます。

◎港湾計画について

それで、港湾計画についてなのですけども、先ほど本当は答弁で何か港湾計画をすぐく軽視しているような答弁が見てとれました。それはきのう安齋委員からも指摘あったのですが、それでまず順番に、報告のあった長期構想の委員、幹事会の構成なのですけども、概略しか教えてくれなかったのもう少し詳しく説明してくれますか。

○（産業港湾）事業課長

委員の構成ですけども、先ほどお話ししたときに総勢と大きなジャンル別にお話しさせていただいたところがございますけれども、まだ市民の方々等の個人情報保護法の関係で了解とれていないものですから、今まずもう少しかみ砕いた形で報告させていただきたいと思います。まず、市民枠につきましては一般公募、そして、エントリー制度の活用によりまして委員の方を選定しているところでございます。また、学識経験者につきましては、大学の教授に委員をお願いしているところでございます。また、港湾関係者につきましては、小樽港で行われている港湾関係の団体、そして漁協、こういった方々をお願いしているところでございます。また、関係官庁につきましては、国道交通省ですとか海上保安庁また北海道運輸局、こういった方々をお願いしております、またさらにはオブザーバーといたしまして国土交通省の港湾計画の審査官をお願いしているところでございます。また、幹事会につきましても、主に関係官庁とそれから市の職員、そしてオブザーバーということで構成されておまして、関係官庁につきましては国土交通省、北海道開発局、そして北海道後志振興局、こういった方々をお願いしております。また、市の職員につきましては小樽市の管理職をお願いしております、オブザーバーにおきましては国土交通省の港湾計画課の方をお願いしているところでございます。

○小貫委員

今言われたところで、氏名は言えないのはまだわかるのですけれども、学識経験者もいいとして、関係者というのがどここの団体とかというのもまだ言えない感じなのですか。

○（産業港湾）事業課長

関係団体、港湾の団体ですけども、例えば小樽市の漁業協同組合ですとか機船漁業協同組合、そして水先人会、そして小樽倉庫協会ですとか港湾振興会、そして小樽商工会議所、こういった方々をお願いしているところでございます。

○小貫委員

それで、幹事会なのですけども、何か市の管理職という言い方をしていましたけれども、これは港湾室とは別に市の管理職という意味なのですか。

○（産業港湾）事業課長

幹事会における市の職員におきましては、港湾室長のほか、まちづくりの担当の建設部次長、企画政策室長、こういった方々をお願いしているところでございます。

○小貫委員

それで、幹事会の役割について説明してもらえますか。

○（産業港湾）事業課長

幹事会の役割についてですけれども、今回、長期構想委員会ということで委員会を開催しており、この委員会の開催に先駆けまして、そのときに使う資料、こういったものを事前に検討ですとか精査するという役割のもとに、その幹事会というものを立ち上げているところでございます。

○小貫委員

それで、長期構想の委員と地方港湾審議会との関係なのですけれども、委員の重複だとか情報共有というのはどのようなになっているのか、説明してください。

○（産業港湾）事業課長

地方港湾審議会との関係ということでございますけれども、長期構想にかかわる地港審、一般的なかかわり方といたしましては、長期構想の計画策定につきましては、国土交通省との意見交換、そして港湾関係者との調整、要望を盛り込みながら、地港審への諮問をして答申をいただくという形になっており、この地港審の委員の方々には、長期構想委員会を今3回開催する予定ですが、随時この内容等を報告いたしまして、この内容に関する御意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。また、委員のふくそうということですが、地方港湾審議会は23名で構成されているかと思うのですが、その半数がこの長期構想委員のメンバーに入っているといったような状況でございます。

○小貫委員

半数は入っているということでしたけれども、何か先ほど商工会議所との関係で、余り同じメンバーを入れるのもよくないみたいな話もどこかで聞いたのですが……

今回その長期構想委員会のこの内容ですが、いつ地港審に報告するのでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

第1回長期構想委員会で、説明した内容につきましては、11月の上旬ぐらいに考えているところでございます。

○小貫委員

それで、港湾計画の貨物の目標値なのですが、まだ出ていないのですが、この辺はいつぐらいに示せる予定なのですか。

○（産業港湾）事業課長

現在、作業として進めておりますのは、小樽港の二、三十年先を見据えた小樽港の発展方向を目指した長期構想を策定しておりますけれども、これがある程度形がついたときに、港湾計画というものを改めて策定するような形になります。いずれにしましても、平成29年度に行うということですので、それまでにはその貨物量の推計も含めて国との協議等を行っていく。また企業ヒアリングも現在行っておりますけれども、こういったことを盛り込んでいきますので、いずれにしましても来年度中には示せるのかなとは思っております。

○小貫委員

来年度中にだって港湾計画つくってしまうわけですよ、平成29年度中。港湾計画をつくるのと大体同時ぐらいに示すということですか。

○（産業港湾）事業課長

ほぼ同時進行で進んでおりますけれども、いずれにしても、今年度も含めて、今、精査はやっているのですが、まだお示しする段階ではございませんので、いずれにしましてもお話しできるのは来年度かなとは思っております。

○小貫委員

◎雇用促進住宅について

室蘭市が雇用促進住宅を取得したと聞いているのですが、この内容について説明してください。

○（産業港湾）商業労政課長

室蘭市では、平成28年第2回定例会、補正予算を提出してございまして、雇用促進住宅の蘭北の住宅を取得するという動きで動いております。また、取得につきましては、今年度中に取得されると聞いております。

○小貫委員

金額は。

○（産業港湾）商業労政課長

金額につきましては、380万9,000円を予算計上してございます。

○小貫委員

今回のこの潮見ヶ丘雇用促進住宅についてなのですが、現在、入居者の意向というのはどのように聞いているのか示してください。

○（産業港湾）商業労政課長

入居者の意向につきましては、市が直接聞くという機会は設けておりませんが、雇用促進住宅を所管してございます機構が、入居者に対してヒアリングをしております。そういったヒアリングの中から入居者の声は機構を通じて聞いてございます。

○小貫委員

そうしたら最後結論だけ言いますけれども、戸籍住民課から調べたら、平成21年と27年の人口を比較しますと、全市的に91.2%で、あの一体の新富町が97.2%、ほとんど減っていないです。勝納町は94.8%。全市と比べてもやはり人口減少が緩やかなのが、あの辺一体なのですよね。40歳未満に限って見ると、全市は79.7%、新富町は95.2%、勝納町は93.1%ということで、二つの町内合計で94.2%、6%程度の減少で済んでいると。若い世代は全市的には2割減っているのに、あの地域は6%しか減っていないということでね、やはり緩やかなのですよ。だから、若い世代が住むことのできる条件が、ここにはあるのだろうなと思っております、産業港湾部ですから、創業支援とか労働者の住宅確保だとか、そういう点に絞って、一度買い取る方向で庁内議論を仕掛けてほしいなと思うのですが、見解を示してください。

○（産業港湾）事業課長

庁内議論のお話なのですが、全道で、今、室蘭市のお話もありましたけれども、ほかのところでも確かに雇用促進住宅買い取りをしている自治体があるというのは認識しております。それは例えばその地域に住む住居、アパートとかがないとか、その住居が雇用の労働者の住む住居の確保という視点で取得している自治体もあるというふうには聞いております。そういった政策的な部分の認識の中で、各自治体の判断で行っているのではないかと考えております。

本市の場合は、これまで、もし取得するのであれば、少なくとも市営住宅という位置づけではないということで今までも議論をしてきて、その中で市営住宅のあそこを確保するというのは、建設部では難しいという判断の中で、今までは難しいという判断をしてまいりました。ただ、今小貫委員からもお話あった雇用の部分の視点から議論はどうかというお話でしたけれども、現時点では、やはり我々としては雇用促進住宅の取得についてはあくまでも市営住宅としての位置づけで判断をしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、民進党に移します。

○面野委員

◎高島漁港について

それではまず、私も高島漁港の視察についてお伺いさせていただきます。

視察の最中、やはり事業者の方もいらっしゃって、漁業者の方もいらっしゃって、許可をおろされた港湾室の方もいらっしゃって、皆さんおのおのやはり正当性を主張して、なかなかこれ丸くおさめるには難しいのかなという気をしながら私も視察に臨んでいたのですが、何点かその中で気になったことを質問させていただきたいと思いません。

まず、Uフックについてなのですが、これ先ほど秋元委員の御質問の中にもあって、原状回復ということがもうこれ大前提だということなのですが、この原状回復の定義というのは、事業者の方には今お伝えしてある状態なのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

Uフックの原状回復については、基本的にはただ単にUボルトを取り外すだけでなく、補修なり取りかえという前提で原状回復をするようにというお話をしております。

○面野委員

それでは、その後の経過なのですが、まずUフックを取り外すということは、車どめ自体は修復しないといけません、仮のやはり係船柱なり係船環なり係船する設備が必ず必要になってきますよね。そうすると、これももちろん申請が必要で、先ほど少し港湾室の方に聞いたら、耐久検査ですとかこれに係る施行時間などがかかると思うのですが、この辺の申請から全てが完了するまでというのは、どのぐらいの時間がかかるものなのでしょうか。

○委員長

どなたがお答えになりますか。

○（産業港湾）港湾室長

申請、まず申請に当たりましては、申請書を書いてもらって出してもらって、それからいわゆる係船柱ですとか係船環、こういったものの強度ということで、これにつきましては当然のごとくなのですが、私どものチェックはしますけれども、事業者にこれだけの強度がありますよということをつけてもらった上で申請を出して、そのチェックには多少時間がかかろうかと思えます。実際にそれをチェックして許可すると、施工を許可するといったときに、許可してから実際に取りつけるまでの期間というのは、要は取りつける物自体ができ上がっているものであれば、そんなに時間はかからないのかと思うのですが、期間全体でトータルで、例えば10日とか2週間とか1カ月とかという期限は示せませんけれども、そういったレベルで施工していくというふうに捉えていただければと思います。明確にこれだけの期間がかかるというのは状況にもよりますので、一概には言えません。

○面野委員

私が少し心配していたのは、本当に多分1週間やそこらではまずつけることはできないと思うのですが、こちらの営業が、事業計画書を見たら営業が11月までですよ、たしか。これを過ぎた後というのは、あそこに人がいなくなって、船が基本的にはここの係留の、港湾施設占用許可申請書に、来年の3月31日というふうになっているのですが、基本的には冬場営業されていなくても、あそこに泊めていてもいいということになるのですよね。

○（産業港湾）管理課長

護岸の登録については、期限がそのように3月末までとなっていますので、その期間を超えない範囲であれば泊めることは可能であります。

○面野委員

それでは、また質問が変わるのですが、水産課でもし存じ上げていけばなのですが、あの高島漁港

で冬場は何がとれるのですか。

○（産業港湾）水産課長

高島の漁港区内のちょうど水産市場の前面の海域なのですけれども、あそこでは実際に沖底の船が出たりするものですから、網を入れたりする漁というのはやっておりません。やっているとしたら、多少コンブの蓄養みたいなことをやったりとかしている施設がありますので、そちらを使っているという形になろうかと思います。

○面野委員

そうすると今度、漁師がきのう言われていたのですが、こんなものしげが来たら一発でロープもちぎれて、もうぐちゃぐちゃになるというような、何かそういうようなことをおっしゃっていたのです。普通、船を泊めている岸壁にはゴム製のクッションみたいなものがついていると思うのですけれども、あそこにはついていないですよね。

○（産業港湾）港湾室長

いわゆる岸壁についている防舷材のことだと思いますが、基本的にはあの護岸には防舷材はついておりませんので、いわゆる自分の船を守るためには、船側にそういうクッション材的な物を取りつけるという形で対応しています。

○面野委員

それは義務はないということですよ。事業者の義務はないですよ。

○（産業港湾）港湾室長

義務という面ではございません。

○面野委員

護岸のコンクリートの強度は、船がもうがちゃがちゃ当たってきても強度は大丈夫なのですか。

○（産業港湾）港湾室長

船の材質にもよるのではないかと思うのですけれども、よっぽどクルーズ客船のような大きい船ですと甲板自体もかなり厚くなっているでしょうし、貨物船なんかもそうなのですが、そういう意味では、材料の質にもよりますけれども、どちらかというとな岸壁が壊れるよりは、あぁいった小さい船であれば、船が傷ついたりへこんだりというほうが可能性としては高いと考えています。

○面野委員

ただ、いずれにしても誰も得をしないような今状況、そしてイレギュラーな状況が続いていますので、またこれ冬になると、私も 1 回お話を聞いたことがあるのが、第 3 号ふ頭ですか、タンカーが台風のときに沖に出ないで岸につけたままで、緩衝材が引きちぎれたというお話を聞いたことがあります。それを直す業者というのが、あんまりいらっしやらないということで、その業者の手があいてなかったら本当に何か月も待たされるというような状況だったものですから、やはりこの港湾施設の整備ができる業者というのは、そんなに多くはないと思うので、この係船環がどれほど難しい工事なのか私はわかりませんが、いずれにしてもやはり余り、なるべく早くというお答えは先ほどから全てにおいていただいていたけれども、そんな悠長なことではなく、しっかりやはり先、これから冬どんなようなことは気象になるかわかりませんので、しっかりとまずはこの U 字フックの部分は対応していただきたいと思います。

次に、今回、視察前に、漁業者からかなりいろいろ苦情というか、問題が提起されていましたが、こういった情報というか、意見だとか、相談だとか、要望というのは、何かそういうのを認識するような情報というのは、事前に港湾室には入っていなかったのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

要望につきましては、漁業協同組合を経由で私どもに来ておりました。

○面野委員

その内容はこういったような、書面ですよね。その内容はこういったものでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

内容といたしましては、漁港区内の漁業権のある海域の水中に工作物を設置する等の漁業権の侵害のおそれがある場合の許可対応については、漁業権の統括機関及び受権益者への通報確認等が不可欠であると思われるので、今回の対応は不適切であると思慮されるということで、今回、許可された件の今後の対策ですとか、今後の申請に対する許可方針について、また漁港区として色分けされているその意義について回答せよという内容でございました。

○面野委員

回答せよ。

○（産業港湾）港湾室長

はい。

○面野委員

要するに、やめてくださいということなのですよね、要約すると。その回答は、いかにお返事したのですか。

○（産業港湾）港湾室長

一応私どもといたしましては、許可の先ほど浮き栈橋の設置にかかわる許可と護岸への係船の許可ということでその許可した理由をまず説明させていただいています。いわゆるやめてほしいと、いわゆる私どもに対してはやめさせてほしいということに対してましては、まず許可はそういうことでしたものだとことを説明しているのがあるのですけれども、事業者に対して、やはり航行の安全上のことで、漁業協同組合と協議をしてください、いわゆる協定を結ぶとか結ばないとかという部分での協定的なことを協議してくださいと、それと漁業権が設置されている地区なので、その漁業権の取り扱いについて、事業者と漁協できちんと協議してくださいという指導、これを付していますよということで回答に書いております。

○面野委員

その指導ということなのですよね、この事業者に対しては。U字フックもそうなのですからね、やはり指導を聞かない方、事業者なのかなという感じがするのですけれども、ちなみにこの指導をした結果、こういったような効果というか、あらわれたのかというのは、多分書面ではもちろんないのしょうけれども、受け取った感覚というか、そういうのはどういう感じがしたのですか。

○（産業港湾）港湾室長

効果という意味で明言できるかどうかあれなのですからね、やはり特に漁業権が設定されているということで、やはり漁業者の方々が当然のごとく反対しているということは伝わったかと思うのですけれども、それに応じて、私どもも漁業権の件を調整、協議しなさいと、いわゆる指導をしたのですが、調整できるような状態ではないだろうということで、例の浮き栈橋ですね、これの設置をやめるということで、実際に設置工事はしなかったと。事業者からは、その許可の取り下げということはまだ書面では来ておりませんが、まず事実上やめたということになっています。

それからやはり安全航行については、事業者も、そういう安全航行の協定的なものは結んだ上で、要は漁区内はもとより行っていきたいという意図は、やはり見せていたというのはわかりました。

○面野委員

小貫委員の質問で水産課長も事情は多少聞いているということだったのですけれども、どのような感じで聞かれているのですか。港湾室の見解とは違うのか、それとも同じような感覚で聞かれているのか。

○（産業港湾）水産課長

私のほうに入っていたのは、漁業協同組合から、高島地区の漁業者の方々が反対しているというかそういう意見

があって、それをまとめて漁業協同組合として、港湾室に要望書を出したという話は聞いていまして、それに対して説明会を、皆さんの資料にもあるとおり説明会を港湾室と事業者で説明会を開いて内容を話ししたけれども、反対というか、いろいろなさまざまな意見が出て話がまとまらなかったということまでは聞いております。

○面野委員

水産課長もいらっしゃったのですか、その説明会。

○（産業港湾）水産課長

いえ、その会議には入っておりません。

○面野委員

今、説明会があったということなのですけれども、その説明会は港湾室は、どなたが参加されたのですか。

○（産業港湾）港湾室長

説明会には、港湾室長と管理課長、2人で対応しております。

○面野委員

それでは、事業者の行った説明会には港湾室の方は出席された方はいるのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

港湾室長と管理課長が同席しております。

○面野委員

そのときの雰囲気はどういう感じなのですか。きのうの視察みたいな形にやはりなっていたのですか。

○（産業港湾）港湾室長

テーブルを挟んでやっていますので、昨日のように顔と顔をつけ合わせて、がんじらみというような感じはなかったですが、話している内容は、やはり同じように事業者は事業者のいわゆる権利を主張したり、漁業者に対して何か言っているみたいでしたけれども、漁業者は漁業者でやはり自分たちの死活的な生活の場だということを強く主張しているような形で、それで話し方もかなり荒々しい感じになっていたのは事実です。それはあの説明会でも同じような口調で言っていました。

○面野委員

もう許可を出してしまったものですから、たればにはならないのは、もちろんわかっているのですけれども、普通こういった事前からやはりもめ事というか、お互いの権利を主張して、なかなか丸くおさまる話にならないのではないかなという事案が起きたときには、調整をする前に、もう先にやはり法令遵守ということで許可をおろしてから調整するというのが、行政の慣例になっているのですか。

○産業港湾室参事

慣例になっているかということでは、慣例になっているというふうには思っておりません。

○面野委員

でも、懸念はしていたのですよね、許可出す前には。多分、漁業者、組合、機船組合、要するに漁港の事業者が何かしらのやはり懸念だったり文句というか苦情ですね、これが起きるのではないかというのは全く予想していなかったのですか。

○産業港湾室参事

全く予想していなかったということではなくて、先ほどお答えしましたけれども、なかなか反対とかもあったものですから、そういう懸念はしておりました。

○面野委員

では、その反対を調整できる自信があって、許可をしたということでもいいのですか。

○産業港湾室参事

これは市長からも本会議でお答えしましたけれども、今回の場合、漁業者の許可が必要な法定手続になっていなかったことから、今回、許可をしてございますけれども、事前に十分に漁業者の皆さんに、市の考え方ですとか、それから許可した経緯などについて理解を得るべきだったというふうには思っております。

○面野委員

もし先に調整をかかけていて理解が得られなければ、許可はおろさなかったのですか。それともやはり法的遵守でおろすということが優先されたのですか。この事案に限らず、今後も多分こういったこと、過去にももちろんあったと思うのですが、産業港湾室に限らずいろいろやはり住民の方が反対なさっていても、やはり法律遵守して、やはり新しい事業展開しないといけないということも中にはたくさんあると思うのです。そういった場合は、やはり今回と同じように法令を遵守して調整というのは後回し、もしくは調整を先にしたのだけれども、なかなか相手先と調整がつかないので、やはり法令遵守で許可をおろすというような、いずれにしても許可をおろさなければいけないという状況で考えられるのですか、行政の許認可というのは。

○産業港湾室参事

許認可の判断でございますけれども、どの事業でも多分100%賛同、賛成いただけるという事業なかなか難しいというふうに思っておりますが、少なくとも法的に適合するような申請であれば、それはいろいろな状況があるのかもしれませんが、法的に適合する事業の許可申請については、認めるということになるというふうに思っております。

○面野委員

次に、漁業法についてなのですが、先ほど漁協から要望書をいただいたということであったのですが、漁業法の中の漁業権を、どうやら個人の漁業者に漁業権というものを認可するのではなくて、漁協に認可して漁協が個人の漁師に分割というか区画してというふうに私は聞いていたのですが、その理解でよろしいですか。

○（産業港湾）港湾室長

委員の御理解で正しいかと思えます。

○面野委員

であれば、この先ほどの要望書は、漁協から出されたものですね。この内容からいくと、今度は漁業法の第143条に、漁業権を侵害した者は、告訴すれば公訴を提起することができるというふうに逆の意味で書いているのですが、一応提起することはできるというふうには書いているのですが、本当にこのまま調整がいなくなった場合、こういった事態も考えられるのではないかなと思うのですが、その御見解はいかがですか。

○（産業港湾）港湾室長

確かに条文が何条というのは手元にないのですが、漁業法でそういう規定があるというのは当然知っております。現状の中で、船舶がいわゆる護岸にしる岸壁にしる泊まっていると。これをもって漁業権の侵害だということは、一概には言えないのではないかと感じております。ただ、今設置しませんでした、一定程度、浮き棧橋を設置することによって、いわゆるその設置するものの幅、1メートルなり2メートルをぐるっとなのですが、いわゆる占有区域については、いわゆる占有するというところで漁業権があっても漁業者がそこに入っていけないということになりますので、それは漁業権の侵害ということで該当していく可能性があります。ただ、その船をどけたり、その浮き棧橋の下に入ってもいいよという、潜ってだとか、または少しだけずらすとかということであれば、侵害にも当たらないかもしれません。

あと、いわゆる設置して漁場を荒らすということで価値を下げるという意味での漁業権の侵害、こういったものも可能性としてはあるのかというふうには考えていますが、そういう侵害という面では該当してくるのではないかとはいえます。

○面野委員

そのとおりなのですが、ただ現実的には、私たちも視察に行つてわかつたことというのは、ほかの委員も皆さんあると思うのですが、この岸壁が護岸が五十数メートルあって、係留する船が十数メートルで何十メートルかあるから、これは著しい支障とは言えないのだというようなことで、これは解釈ですよ、というふうに答弁を私も聞いていたのです。きのう見た限りですと、船の前方から海に向かってロープが張られていますよね。ただ、あのロープというのは、港湾施設占用申請書で言う、占用の要するに面積というか、占用区域外に当たるのですけれども、ただ、現実ああやってやらないと、あっち側で引っ張ってやらないと船はもう岸壁にばんばんぶつかる状態ですよ。なので、これは実際には、申請者的には本当に10メートルの船だから支障ないというふうに言われると思うのですが、現実的に、でもあの状況を見たら、著しく支障しているというふうに捉えられてもおかしくないのではないですか。

○産業港湾室参事

きのうのあの状況で、本当に著しいか著しくないかということで言えば、我々はやはり著しいと思っていなくて、支障は確かに与えているというのは間違いのないことですので、著しいということでは思っていないと、考えていないというところでございます。

○面野委員

済みません、解釈の話になつてしまつて、堂々めぐりにはなると思うのですが、誰が著しいというのを決められるのですか。もう司法ですか、それは。

○産業港湾室参事

誰がということであれば、今回、我々が著しい支障はないということで許可をさせていただきますので、今回については我々が判断をしたということでございます。

○面野委員

本当にこの問題については、解釈の違いであつたり思いの違いであつたり、事業者、漁業者、港湾室の皆様のおのの思いを抱いていると思うのです。やはり現場を見て、まず法律がどうのですとか、仕事、事業がどうのことよりも、やはりそこに関係している方が、やはり皆さん困っているとはまた違うのでしょうか、何かしらのストレスを感じているということは、きっと港湾室の皆さんも顔には出しませんけれども、多分そういったストレスを感じているのではないかなというふうに私も感じています。もちろん漁業者はやはりあれほどまで声を荒げて、生活かかっているのだとまでやはり言われているということは、あそこにおられたのはすごい少ない人数の方かもしれませんけれども、やはり漁協からそういう要望書が届くということは、これ一つ大きな話だと思つたのですよね。

なのでこれ、誰がいいとか悪いとかではなくて、きちんとやはり皆さん丸くおさまつて、皆さんがうまく運用できるような、まずはもうここで許可をってしまったのですから、その方向性を、市長はああやって言つてますけれども、余りあてにはしていませんので、港湾室の皆さんでしっかりそこら辺を対応していただきたいのが一つと、あと最後に、この港湾施設占用許可申請書、これがまず占用期間が来年の3月31日までの申請で許可をおろしていると。次が運河護岸・物揚場護岸登録申請書、こちらも来年の3月31日までの申請で許可をおろしています。このほかに期間を設けて許可しているものというものはあるのですか。

○（産業港湾）管理課長

このほかに、浮き桟橋を設置する作業のため、それを行事等許可申請という形で許可しております。

○面野委員

これは使用期間が6月30日までというやつですよ。この状況でいくと、次また申請に来るわけですよ。多分4月1日からということで、考えられるのは。私は、余りこの現状のまま何も進まなければ、許可をおろすのも難

しいのではないかと思いますし、これから、先ほど小貫委員ですとか安齋議員も言っていましたけれども、法律の根拠がないだろうというところの実証が行われなければ、議会では追及していくしかないと思いますし、先ほどの参事のお答えでは、資料も持ち合わせてないのだけれども、法的根拠はありませんみたいなそういった答弁なので、かなり怪しい道をたどってきているような感覚ではいるのですけれども、これ 4 月以降の申請に来られた場合には、どういった対処を行っていくのでしょうか。

○産業港湾室参事

先ほどのしっかり対応してほしいということでもございましたので、我々はまずは今日も漁業者の方と話し合いができるように、改めて市と考え方を説明できるような機会を早く設けてほしいということもお話をしてございますし、事業者にも漁業者の方がいろいろ不安を抱いているというようなことも御理解していただくことがまた重要だというふうに思っておりますので、まずは我々も含めて三者で、原状のことをお互いに理解しながら調整をして、事態の改善等に向けて行動をしていきたいというふうに考えてございます。

4 月 1 日の再申請といましようか、それについてはいろいろなことが判断の材料になると思っておりますので、今早急に許可するしないということでは、お答えは差し控えたいと思います。

○面野委員

差し控えるけれども、やはり何かしらの対応が必要であれば、その都度判断していかなければいけないという認識はお持ちだということで、よろしいですね。

○産業港湾室参事

今、委員のおっしゃったような状況もありますし、法律の許可要件もありますし、いろいろなことを参酌をして判断をするというようなことでもございます。

○面野委員

私は、今、例えば来年のというお話をしましたけれども、一日も早くこれ解決しないと、本当にお困りの方、私も本当に生で見て、あれが本当の声だと思うのですよね、漁業者の。やはり法律に準じているのでお願いしますという形で、漁業者の今までやっていた事業を圧迫して縮小させるというのは、これ本末転倒になることですから、やはりまずは漁業者の目線かどうか、漁業者の立ち位置を最大限にきちんと主張していただいて、解決の方向を丸くおさめていただきたいと思いますので、その辺はぜひ港湾室の皆さんで一丸となって検討していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○面野委員

◎ガントリークレーンについて

それでは次、ガントリークレーンについて、一般質問や予算特別委員会でも質問があったので、少しかぶる部分については御了承いただきたいのですが、まず、ガントリークレーンの使用料についてお聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

ガントリークレーンの使用料についてですが、平成 26 年度からになりますけれども、税込みで 1 時間当たり 5 万 195 円、これは消費税が 5 % から 8 % になったときに金額が改定されているもので、25 年度につきましては税込みで 1 時間当たり 4 万 8,800 円となっております。

○面野委員

それでは、過去 3 年間さかのぼって、年間の使用料の総額とあと年間使用者数というか使用時間になるのでしょうか、この辺の具体的なデータがあればお聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

平成 25 年度ガントリークレーンの年間使用料になりますけれども、784 万 5,000 円、それに対します年間の使用時間になります、これは 321.5 時間。続きまして、26 年度が使用料が 667 万 6,000 円、使用時間が年間 266 時間、27 年度

は675万1,000円の使用料に対しまして使用時間が269時間になっております。

○面野委員

ちなみに、このガントリークレーンを使用する業者は、大体何社ぐらいあるのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

現在、ガントリークレーンを使用している業者なのですけれども1社ございまして、地元のノーススタートランスポート株式会社というところになっております。

○面野委員

それでは次に、このガントリークレーンを取得する際の初期費用をお聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

平成15年度になりますけれども、備品購入費として6億1,860万円となっております。

○面野委員

それでは、今回、部品を修理している最中ですが、これまでにかかった維持整備費用、点検等も含めて、幾ら初期費用以外でお金がかかっているのかお聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

平成15年11月に供用開始しておりますけれども、15年から27年度までの点検業務と、あとその他保守業務、その他緊急的に発生した修繕を合わせますと4億1,300万円ほどになっております。

○面野委員

それでは、ガントリークレーン設置後のコンテナの取扱量の推移についてお聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

平成15年供用開始した年には6,566T E Uと。その後5年置きで説明させていただければ。

20年には1万566T E U、25年は1万5,610T E U。昨年27年におきましては、これ速報値になりますけれども、1万4,129T E Uになります。

○面野委員

それでは、これ赤字でやっているのか黒字でやっているのかということを知りたかったのですが、これも間違はなく赤字だと思うのですけれども、このガントリークレーンの必要性についての見解、現在の見解と、あと今、新港湾計画を策定しなければいけない状況にあると思うのですけれども、この新港湾計画へのこの港町ふ頭のガントリークレーンの位置づけというものを最後にお知らせしてください。

○（産業港湾）事業課長

平成14年に開設しました中国とのコンテナ貨物につきましては、港町ふ頭におきまして、小樽港の発展また地域経済の活性化ということで大きく貢献しているところでございます。こういった小樽港にとって、大変重要な貨物ということになっていてございます。

また今、9年に改訂いたしました港湾計画の改訂におきましては、こういったコンテナを取り扱う埠頭としての位置づけはされていませんので、今回、現在作業進めております港湾計画の改訂におきましては、現在の小樽港にとって重要な貨物を取り扱うということで、外貿のコンテナ埠頭としての位置づけということ国との協議を行いながら盛り込んでいきたいということで考えているところでございます。

○産業港湾部参事

今、担当課長からお答えしたところでございますけれども、コンテナ航路、ガントリークレーン、確かに赤字でございます。ただ、うちの収入だけを見ると確かに赤字でございますけれども、例えばコンテナを運搬する運送事業者とかガントリークレーンへの給油をする会社とかいろいろ非常に裾野の広いといいましょうか、それに関連する業者が多岐にわたってございますので、確かに市としては赤字でございますけれども、そういうことを全てト

一タムするとすれば、市の経済に与える影響は多大なものがあるというふうを考えているところでございます。

○面野委員

終わります。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6 時 32 分

再開 午後 6 時 49 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して陳情第 11 号「店舗リフォーム助成」条例制定方について採択を求めて討論いたします。

高崎市が行っているまちなか商店リニューアル事業については、新たに開始する自治体も出てきています。北海道では商店街実態調査報告書をまとめました。きょう質問する予定でしたけれども、空き店舗が解消されない理由として店舗の老朽化が挙げられています。新たに創業する場合は創業支援事業が適用になりますが、事業を継続するためにはリフォームするメニューがありません。現在営業している店舗にもリフォームの適用をすることを求めます。

以上、採択を求め委員各位の賛同をお願いして討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 11 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、委員長から理事者に申し上げます。

昨日の視察と本日の議論を踏まえすと、高島漁港における観光船の問題は解決が急がれている問題であると委員会の各会派の共通の認識であると判断されます。よって、理事者におかれましては、一刻も早く解決に向けて努力されるよう委員長としてもお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。